

平成 27 年度

事業概要



ル ナ（事業犬）

名古屋市動物愛護センター

動物愛護宣言

名古屋市動物愛護センター 三十周年

名古屋市動物愛護センターは、今から三十年前の昭和六十年に、他都市に先駆けて、犬の抑留所である管理棟と、動物愛護と適正飼養の普及啓発を行う愛護館を併設する当時では画期的な施設として設立されました。

以来、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留・殺処分の業務等と、愛護館での普及啓発を並行して行うことにより、動物愛護行政に邁進してきました。

さて、この三十年を振り返ると、犬猫の飼養の仕方も大きく変わりました。犬猫は、室内飼いが進み、家族の一員として大切に飼養される市民の方が増えました。

当センターでも、設立当時は数多く収容されていた子犬たちは、愛護館のふれあい広場で子どもたちに動物愛護の精神や命の大切さを教えてくれる生きた教材として活躍してくれていましたが、近年はほとんど収容されなくなりました。今は、その子犬たちに変わり、成犬や猫たちがその役目を引き継いでいます。

昨年リニューアルされた愛護館では、人が犬猫を一方的にさわるのではなく、犬や猫と心を通わせる「ふれあい」を行うよう努めています。

私たちが推進する動物愛護の精神はゆっくりではありますが、確実に市民の中に広がっています。しかし、未だに、犬猫の遺棄は後を絶たず、残念ながら社会全体に理解されているとはいえません。

そこで、ここに名古屋市動物愛護センターは、設立三十周年の節目にあたり、次の「動物愛護宣言」をします。

ひとつ

人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようにサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。

ひとつ

収容した犬猫等の一頭ごとの命をみつめ、殺処分を一頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。

ひとつ

動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適正飼養の普及啓発に努めます。

時代と共に本市の動物愛護を取り巻く環境は大きく変化しています。私たちは市民のみなさまの合意の下に形成された、進歩的な動物愛護の考え方の普及啓発を絶えず継続していくことで、市民生活の中に生命尊重、友愛と平和の情操が高まることに貢献していきます。

平成27年9月26日

名古屋市動物愛護センター所長 石川 登紀子

ま え が き

名古屋市動物愛護センターは、昭和 60 年 9 月に、旧東分所及び隣接区域に設立されました。狂犬病予防法に基づく抑留施設である管理棟と動物愛護普及施設である愛護館からなり、当時としては動物愛護センターという名称や自治体が動物愛護普及施設を持つことは珍しかったことから、多くの見学者が訪れたと聞いています。平成 24 年度から 25 年度にかけて改築工事を行い、老朽化、動物福祉向上や収容動物の変化に対応し、平成 26 年 3 月に愛護館をリニューアルオープンしました。そして、平成 27 年度で設立 30 周年を迎えました。

そこで、9 月 20 日から 26 日の動物愛護週間を W a n ニャンふれあいウィークとして、様々な記念事業を行いました。また、設立 30 周年の節目にあたり、動物愛護宣言を行い、時代と共に変化する動物愛護を取り巻く環境を捉え、市民の合意の下に形成された進歩的な動物愛護の考え方を普及し、市民生活の中に生命尊重、友愛と平和の情操が高まることに貢献していくことを誓いました。

平成 27 年度は、特に動物愛護推進員や譲渡ボランティアの更なるご協力が得られるように努めました。動物愛護推進員には、定期的に集会を行ったり、機関紙（N D A S ニュース）を発行し、様々な動物愛護事業に参加していただきました。譲渡事業につきましては、前年に比べて、犬・猫共に大きく推進することができましたが、譲渡ボランティアの方々の並々ならぬ努力の賜物であると深く感謝いたします。平成 22 年度からはじまった譲渡ボランティア制度ですが、年々、譲渡ボランティアの登録数を増やし、譲渡ボランティアへの犬猫の譲渡数も増えています。犬猫を大切に思うボランティアの方のお気持ちに最大限に応えるように努力していく所存です。

また、平成 25 年 9 月 1 日からの改正動愛法の施行に伴い、動物の所有者又は占有者の責務等に終生飼養が定められ、引取りについても相当の理由がないと認められる場合には引取りを拒否できる旨の規定が追加されました。これにより、一層の厳格な引取りに努め、飼主責任を全うしていただけるように飼主にアドバイス等を行いました。また、動物取扱業者への指導にも力を入れ、法改正による新しい基準等の遵守について徹底し、特に犬猫販売業者に対しては個体に関する帳簿の確認を行いました。また、インターネットによる販売業者等の把握に努め、現物確認、対面説明等について指導を行いました。更に、第二種動物取扱業者を把握するように努め、届出、遵守基準について周知徹底しました。

これらの業務を行うに当たっては、市民の犬による危害・迷惑防止を最優先とするように常に心がけ、放浪犬の捕獲依頼には迅速に対応しました。

最後に、リニューアルオープンした愛護館は、円滑に運営がされており、多くの市民に来館していただいております。愛護館が本市の動物愛護普及の拠点施設としての役割を途絶えることなく十分に果たせるように、一人でも多くの市民に愛護館を知っていただき、タイムリーで効果的な情報発信を行っていくことが課題となっています。

ここに、平成 27 年度の事業概要を取りまとめましたので、関係の皆様のご参考にしていただきたいと思います。

名古屋市動物愛護センター所長 石川 登紀子

目 次

I 概 況

1 沿 革	5 ページ
2 機構と分掌事務	7 ページ
3 職 員	7 ページ
4 施 設	
(1) 施 設 名	8 ページ
(2) 所 在 地	8 ページ
(3) 規 模	8 ページ
(4) 開設年月日	8 ページ
(5) 犬・猫舎室数	8 ページ
(6) 配 置 図	8 ページ
(7) 建物平面図	9 ページ
5 行政組織の系統図	11 ページ

II 事業の概要

1 狂犬病予防業務	
1 捕獲	13 ページ
2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲	13 ページ
3 こう傷犬の検診	14 ページ
2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容	
1 犬・猫の引取り業務	15 ページ
2 自活不能猫の収容業務	15 ページ
3 負傷動物に関する業務	16 ページ
4 警察への協力	16 ページ
3 収容動物の管理及び処分	
1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留	17 ページ
2 返還	17 ページ
3 譲渡	19 ページ
4 殺処分	22 ページ
5 愛護館における犬猫の飼養管理	23 ページ
4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導	
1 愛護館における普及啓発活動	24 ページ
2 動物愛護を啓発する各種教室の開催	25 ページ
3 犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催	28 ページ
4 動物介在活動 (高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動)	32 ページ
5 動物愛護週間行事	33 ページ

6	猫問題への対応	35 ページ
7	所有明示の推進	35 ページ
8	避妊去勢手術の推進	36 ページ
9	災害時におけるペット対策	36 ページ
5	動物愛護推進員の活動の推進	
1	動物愛護推進員関連事業	37 ページ
2	動物愛護推進員との協働事業	38 ページ
3	動物愛護推進員の自主的な活動の支援	41 ページ
6	特定動物飼養者への指導	
1	許可及び監視指導	41 ページ
2	逃走特定動物への対策	43 ページ
7	動物取扱業者への指導	
1	登録及び監視指導	44 ページ
2	動物取扱責任者研修	45 ページ
8	人獣共通感染症対策	
1	啓発・指導	45 ページ
2	事業犬及び収容動物の糞便検査等	45 ページ
9	関係機関一覧	46 ページ

Ⅲ 統 計

1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業（区別、月別）	48 ページ
2	捕獲及び返還状況（区別、月別）	50 ページ
3	指導班活動状況（区別、月別）	52 ページ
4	殺処分頭数	54 ページ
5	狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表	
	その1（年度別）	55 ページ
6	狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表	
	その2（年度別）	56 ページ
7	愛護指導業務に関する事業推移表	
(1)	譲渡頭数	57 ページ
(2)	事業別実績数	58 ページ

Ⅳ 名古屋市動物愛護センター案内図

59 ページ

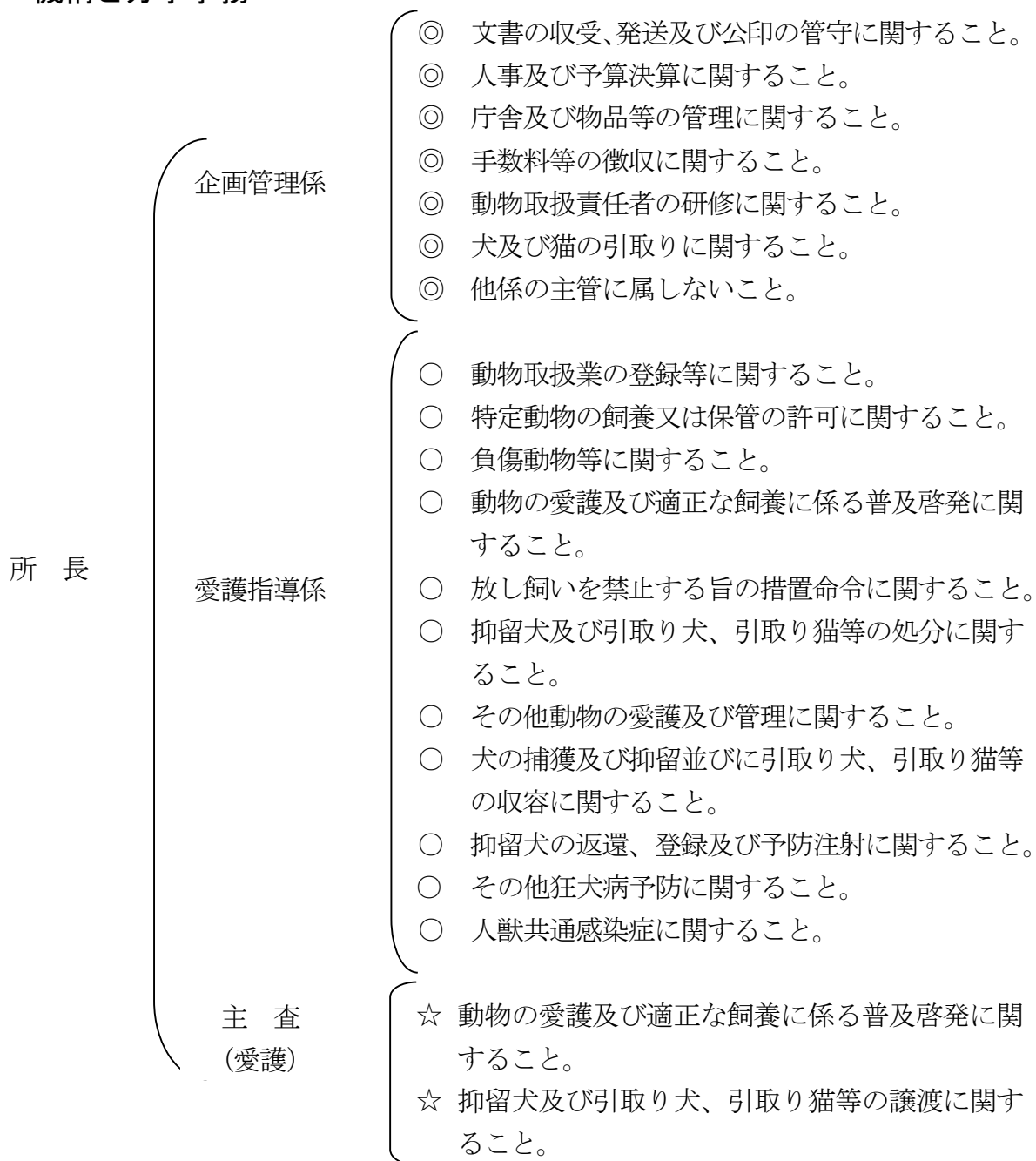
I 概 況

1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法第 21 条の規定による抑留施設を中川区に設置し、犬抑留所の業務開始
- 昭和 29 年 11 月 本館・事務所・車庫・焼却室を竣工、これを契機に民間に背負わせていた犬の捕獲や処分の業務を市が直接実施することとし、兼任の狂犬病予防員 1 名と臨時職員 6 名の陣容で出発、名称を名古屋市犬抑留所とした
- 昭和 35 年 1 月 名古屋市飼犬等規制条例が施行、これに伴い人員器材を強化
- 昭和 39 年 4 月 名古屋市飼犬指導所と名称を変え、機構改革により係長公所として独立
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新たに設置、中川区の施設を本所として市域を東西に二分して各々の分担地区を定めた
- 昭和 45 年 4 月 機構改革により課長公所に昇格、本所に業務第一係、東分所に業務第二係をおき 2 係制とした
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律、施行
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始
- 昭和 59 年 9 月 動物愛護センター（仮称）建設開始に伴い、東分所を廃止し、本所に合併
- 昭和 60 年 9 月 旧東分所及び隣接区域に愛護館、管理棟、車庫を竣工、動物愛護センターと名称を変えた。これに伴い本所を廃止。また、機構改革により、管理係、主査（業務担当）及び主査（愛護担当）の 1 係 2 主査制とし、愛護事業を強化
- 平成 4 年 3 月 展示室及びワンワン教室等の改装を行い、愛護館設備の充実を図る。愛護館開設以来、来館者 50 万人達成
- 平成 9 年 4 月 愛護館開設以来、来館者 100 万人達成
- 平成 10 年 3 月 管理棟自動追込機・処分機を改装

- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正、動物の愛護及び管理に関する法律として、12 月 1 日施行
- 平成 13 年 4 月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例、4 月 1 日施行
- 平成 14 年 5 月 失踪保護動物情報管理システムを導入し、センターの収容動物の画像を保健所窓口で見ることが出来るようになった
- 平成 16 年 11 月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例、11 月 1 日施行
- 平成 17 年 4 月 名古屋市動物愛護センター動物譲渡要項を制定し、成犬の飼主募集を開始
- 平成 18 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が改正、6 月 1 日施行
- 平成 21 年 4 月 マイクロチップによる所有明示措置を普及するために、当センターから譲渡する動物には、飼主の負担でマイクロチップを装着しすることを義務付けた
- 平成 22 年 7 月 一般家庭に譲渡するまでに、訓練や治療等のケアが必要なものや、長期にわたり飼主が見つからない犬猫を一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティアの登録制度を開始
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取り有料化
- 平成 24 年 4 月 動物取扱業・特定動物の許可監視業務、犬猫の引取業務、負傷動物の受付・収容業務、自活不能猫の受付・収容業務を保健所から集約、4 名増員し、1 係 2 主査制から企画管理係、愛護指導係、主査（愛護担当）の 2 係 1 主査制となる
- 平成 24 年 11 月 環境省の地域自主戦略交付金（環境保全施設整備に関する事業）による管理棟及び愛護館内装その他改修工事が開始される
- 平成 26 年 3 月 管理棟及び愛護館内装その他の改修工事が完了し、愛護館がリニューアルオープン
- 平成 27 年 9 月 動物愛護センター 30 周年記念事を開催。「動物愛護宣言」を宣言する

2 機構と分掌事務



3 職 員

	課長	係長 主査	主事	獣医師	狂犬病予 防技術員	嘱託員	計
所長	1※						1
企画管理係		1※	3	2※			6
愛護指導係		1※		6※	14	11*	32
主査（愛護）		1※					1
計	1	3	3	8	14	11	40

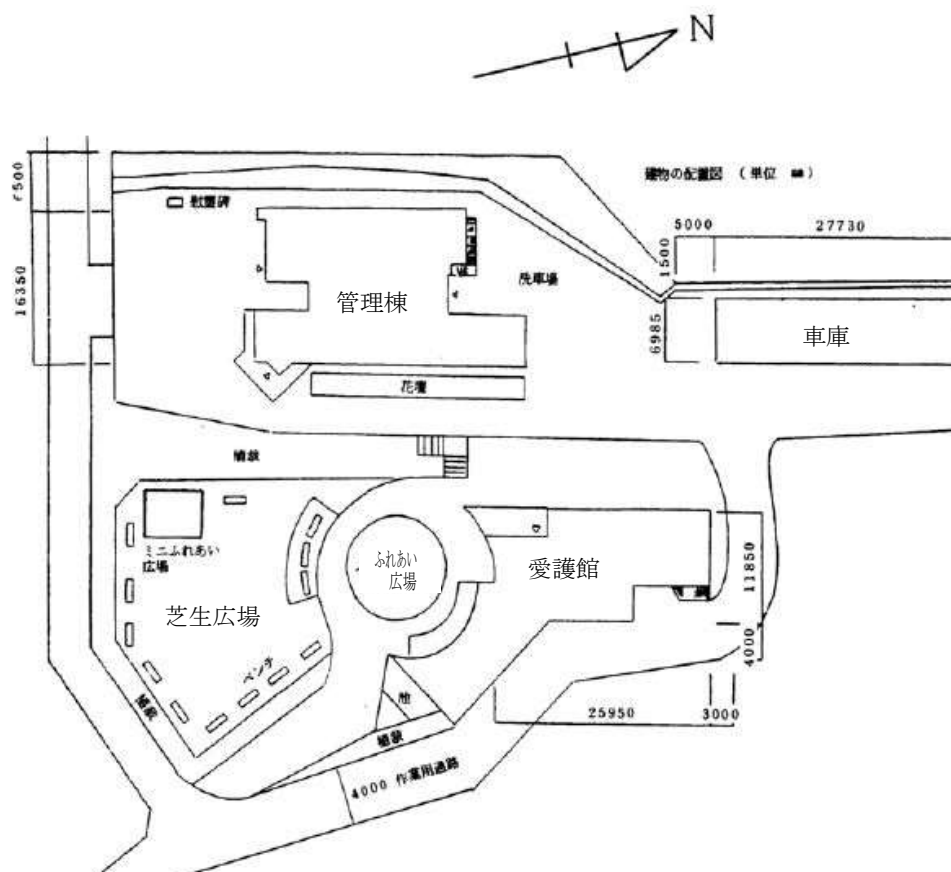
平成 27 年 4 月 1 日現在 ※狂犬病予防員計 11 名 *業務補助嘱託員 1 名を含む

4 施設概要

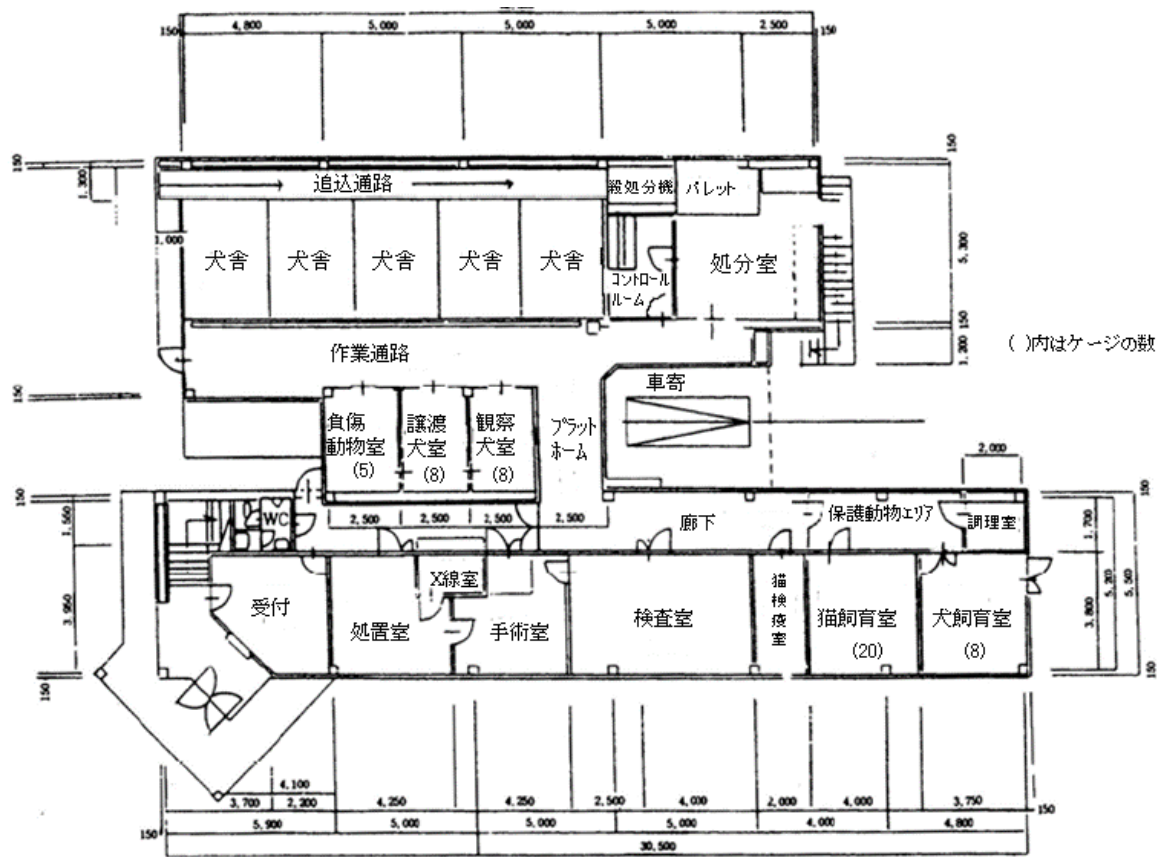
- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター
- (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地
- (3) 規 模
- * 敷地面積 8,592 m²
 - * 建物面積
- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 管 理 棟 (鉄骨造 2 階建) | 延 695.54 m ² |
| 愛 護 館 (鉄筋コンクリート造 2 階建) | 延 575.05 m ² |
| 車 庫 (鉄骨造 平屋建) | 延 200.31 m ² |
- (4) 開設年月日 昭和 60 年 9 月 1 日
- (5) 犬・猫舎室数

管理棟			愛護館		
名称	面積m ²	ケージ数	名称	面積m ²	ケージ数
犬舎 (5 室)	12×5	—	犬舎 (8 室)	3×8	—
負傷動物舎	9.1	5	犬舎	6	8
譲渡犬舎	9.1	8	猫飼育室	11.5	12
観察犬舎	9.1	8			
猫検疫室	7.6	—			
猫飼育室	15.2	20			
犬飼育室	11.3	8			

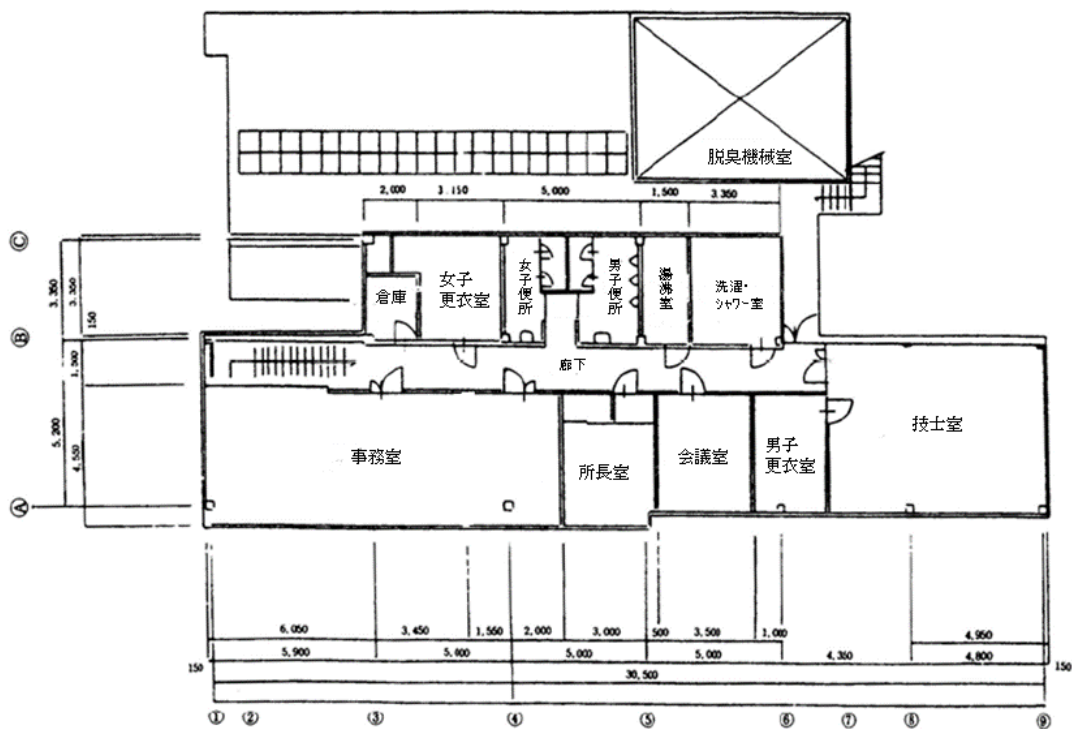
(6) 配置図



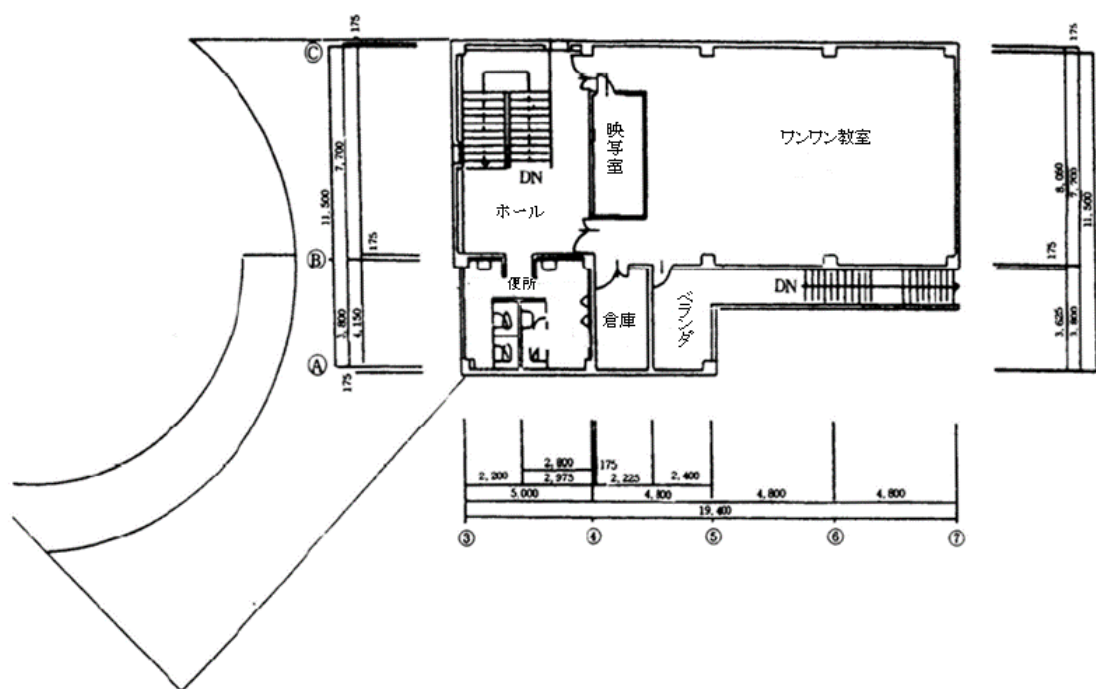
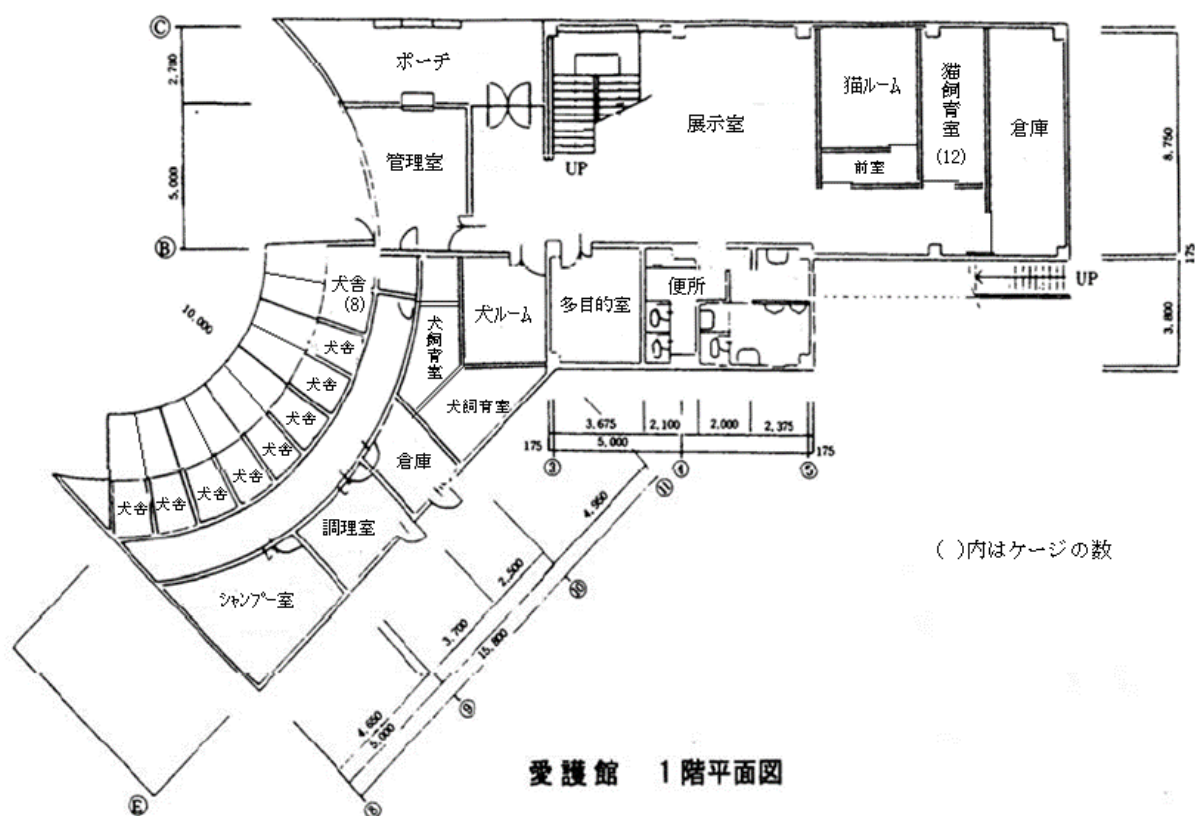
(7) 建物平面図



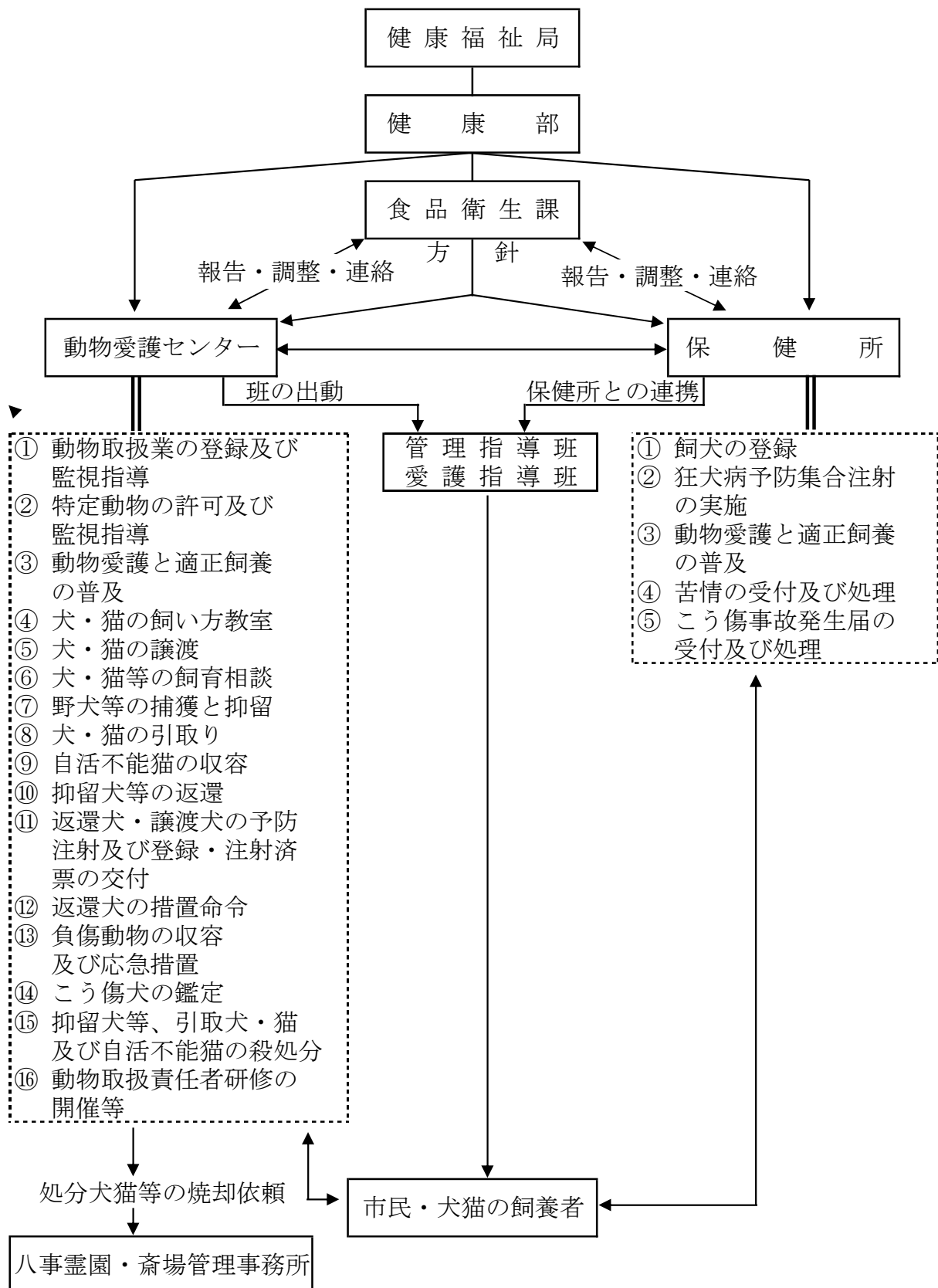
管理棟 1階平面図



管理棟 2階平面図



5 行政組織の系統図



※ 自活不能猫とは、自力では生活できない所有者不明の子猫のことをいう。

Ⅱ 事業の概要

名古屋市動物愛護センター（以下、センターという。）は、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務を推進しています。飼犬等の管理指導業務もその精神を加味し対策を立てています。

その業務は、所管法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など）に基づき、要綱・規程に従って事業を実施しています。

当センターでは、動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発を行う愛護指導業務と、犬の捕獲・抑留及び犬猫の引取り等や、動物取扱業・特定動物の監視指導を行う管理指導業務を行っています。

各々の業務について、毎年事業計画を作成し実施しています。

1 **狂犬病予防業務**

狂犬病の発生を予防し、犬による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留等を実施しています。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施しています。

1 **捕獲**

保健所の要請等に基づき、管理指導班の出動による野犬や放浪犬の捕獲を行っています。犬の出没状況、緊急性等により、時間外及び土・日・祝日についても出動しており、緊急性がある場合には、可能な限り迅速に対応しています。

また、通常の捕獲方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等で捕獲を実施しています。

◎平成 27 年度捕獲頭数 (頭)

	開庁時間	時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	194	12	8	214

2 **野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲**

野犬実態調査により、長期にわたり野犬の生息が確認されている地域を野犬重点地域に指定しています。野犬重点地域においては、保健所と連携し、野犬の生息状況を調査した上で、計画的に捕獲を実施しています。

平成 28 年 3 月 31 日現在の野犬重点地域と、平成 27 年度の監視件数は次のとおりです。

◎野犬重点地域及び監視件数

(件)

	区名	地域名	指定日	監視件数
1	港	神宮寺一・二丁目、宝神町、 宝神一～五丁目、稲永三丁目、 野跡一・四・五丁目、潮風町 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	1
2	守山	上志段味 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	0
3	守山	大字吉根字長廻間 周辺	平成 26 年 7 月 11 日	0
合 計				1

3 こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主から引き取った飼犬について狂犬病の検診を行っています。この検診では、センターの獣医師が 2 週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定しています。

平成 27 年度は、捕獲犬 2 頭、引取犬 1 頭の鑑定を行い、狂犬病の症候は認められませんでした。

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

犬猫等による危害迷惑防止等を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）や負傷動物の収容と、治療等を実施しています。

1 犬・猫の引取り業務

引 取 場 所	引 取 日	引 取 時 間
セ ン タ ー	月～土（祝日を除く）	午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時

◎引取り手数料（1 頭につき）

成 犬	成 猫	子 犬	子 猫
2,500 円	2,500 円	500 円	500 円

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、飼育継続が困難と認められるものについてのみ、引取りを行うよう努めています。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っています。

◎平成 27 年度 犬・猫の引取り頭数 (頭)

	犬		猫	
	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
小 計	85	0	172	266
合 計	85		438	

2 自活不能猫の収容業務

自活不能猫の収容を動物愛護の観点から行っています。収容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬・猫の引取りの受付日時に準じて、センターで引取りを行っています。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、管理指導班を出動させ、現地で収容しています。

◎平成 27 年度 自活不能猫の保護収容状況 (頭)

現地収容頭数	262
センター引取り頭数	660
計	922

3 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、現地に管理指導班を出動させ収容しています。センターでは、治療等を行い、飼主への返還、又は新たな飼主への譲渡に努めていますが、平成 27 年度の負傷動物の収容・返還・譲渡の状況は次のとおりです。

◎平成 27 年度 負傷動物の収容・返還・譲渡状況

	犬	猫	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	計
収容	4	179	-	-	-	-	183
返還	2	3	-	-	-	-	5
譲渡	1	17	-	-	-	-	18

4 警察への協力

動物愛護法違反（動物の遺棄等）の疑い事例として、警察が取り扱った犬・猫について、警察からの依頼により、センターで収容しています。平成 27 年度の収容数等は次のとおりでした。

◎平成 27 年度 警察への協力としての収容 (頭)

	成犬	子犬	成猫 (うち負傷)	子猫 (うち負傷)	計
収容	2	4	18(2)	373(1)	397
警察へ返却	0	0	4	0	1

3 収容動物の管理及び処分

収容した動物については、可能な限り飼主に返還、又は飼養を希望する者に譲渡することにより生命の救済に努めています。やむを得ず殺処分を行う際には、適正に実施しています。

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留

捕獲した犬は、飼主に返還するために原則として 3 日間（捕獲日、土・日・祝日は含まない。）抑留しています。

2 返還

(1) 返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票で犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付しています。平成 24 年度から所有者の任意によりマイクロチップを装着しています。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第 12 条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付しています。平成 27 年度は措置命令書を 2 件交付しました。

平成 27 年度の返還までの飼育日数は次のとおりです。

◎返還までの飼育日数

飼育日数	捕獲日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	11日	12日	19日	20日	21日
頭数	59	41	12	7	5	2	1	3	0	1	1	1	1	1

◎返還頭数及び、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数、狂犬病予防注射実施件数、マイクロチップ装着件数 (頭)

	返還頭数 (うち市外に返還した頭数)	犬の鑑札 交付件数 (うち再交付件数)	狂犬病予防 注射済票 交付件数 (うち再交付件数)	狂犬病 予防注射 実施件数	マイクロチップ 装着件数
27 年度	135 (15)	42 (0)	59 (0)	55	2

◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手 数 料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注 射 料
3,000 円	400 円	3,000 円	550 円	2,750 円

犬の鑑札再交付 手 数 料	狂 犬 病 予 防 注 射 済票再交付手数料	マイクロチップ 装 着 料
1,600 円	340 円	3,400 円

(2) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物、及び保護動物に関する問い合わせは、平成 27 年度は 560 件でした。問い合わせを受ける毎に、「失踪保護動物情報管理システム＊」により類似動物のチェックを行っています。収容した捕獲犬、及び負傷動物の情報は 2 日間公示するとともに、平成 23 年 3 月からは本市公式ウェブサイト上に公開しています。

＊ 失踪保護動物情報管理システム： 平成 14 年 5 月から導入。市民から市内 16 保健所、及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピューターで一括管理。センターが収容した捕獲犬及び負傷動物の画像を各保健所で確認することが可能。

(頭)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
犬の 捕獲頭数	763	807	339	345	214
犬の 返還頭数	247	326	175	221	135
犬の 返還率(%)	32.3%	40.3%	51.6%	64.1%	63.1%

平成 14 年 5 月より失踪保護動物情報管理システムを導入

平成 23 年 3 月より本市公式ウェブサイト上での情報公開を導入

3 譲渡

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、本市公式ウェブサイト、保健所及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集する譲渡事業を行っています。単なる動物の斡旋ではないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めています。

飼主の要件

- 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。
- 成人であること。
- 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。
- 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。
- 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。
- 子犬の譲渡を希望する場合は、センターで開催する子犬の飼主募集会に参加すること。

飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着（※）等、自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ・ 散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
 - ・ センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

※ マイクロチップの装着

所有明示の推進、及び模範的な飼主育成の観点から、センターで譲渡する動物に対してマイクロチップの装着を行っています。

(1) 犬の譲渡

収容期間の満了した捕獲犬、及び引取犬について、性格等の審査や健康診断を行い、家庭動物又は展示動物として、適性があると判断された犬を選別して一定期間飼養し、その飼養期間中に犬の性格やくせ等を把握しています。

譲渡希望者には、自宅・自宅付近の見取り図、飼養場所、家族構成、犬の飼養経験、及び犬を飼う目的等を成犬譲渡申込書に記載してもらい、必要に応じて家庭訪問や面接を行い、飼養環境を調査しています。

一定の飼養期間を経過後、年齢・性格・くせ・大きさ等から考慮して、その犬にあった飼養環境の譲渡希望者に対して、原則、1週間から2週間ほど、飼えるかどうかを試す一時飼養を行い、その結果を受けて譲渡を行っています。譲渡又は一時飼養時には、「犬の飼い方教室」を実施し、犬のくせや飼養上の注意事項を十分説明しています。譲渡時には、登録と狂犬病予防注射を行っています。

平成27年度の「犬の飼い方教室」の実施件数は186件で、350人の参加がありました。

また、捕獲犬について、捕獲時に近くに居合わせた方や一時保護した方から譲渡の希望があった場合も、登録と狂犬病予防注射を実施し譲渡しました。

◎平成27年度 犬の譲渡頭数

(頭)

捕獲犬から	引取犬から	計
75 (うち6頭は捕獲に関わった方に譲渡)	72	147

(2) 猫の譲渡

譲渡希望者に、譲渡申込書を記載してもらい、譲渡可能な猫について、申し込み順に従って、順次譲渡しました。譲渡時には、「猫の飼い方教室」を実施しました。この教室では、室内飼養を重点的に指導するとともに、避妊・去勢手術、しつけ、健康管理についても指導しました。

平成27年度の猫の飼い方教室の実施件数は304件で622人の参加がありました。

◎平成27年度 猫の譲渡頭数

(頭)

子猫	成猫	計
583	88	671

(3) ボランティア譲渡

平成 22 年 7 月から、センターが収容している動物のうち、一般家庭への譲渡までに、訓練や治療等のケアが必要な動物や、長期にわたり飼主が見つからない動物等について一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティア（団体・個人）の募集を開始しました。譲渡ボランティアには登録の基準、及び遵守事項を定めました。

平成 27 年度末時点、36 の団体と 6 名の個人、合計 42 の譲渡ボランティア登録を行っています。

◎平成 27 年度 ボランティア譲渡頭数（再掲） (頭)

犬	猫	計
77	371	448

◎譲渡ボランティアの登録の基準

共通事項	(1) センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを非営利活動として行うこと。 (2) 活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。 (3) 譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
団 体	(1) 第 18 条から第 22 条までに規定する事項の窓口となる指定メンバーを定めること。 (2) 代表者、指定メンバー及び一時飼養施設の管理責任者は、成人であること。 (3) 代表者及び指定メンバーは、第 5 条に定める一般譲渡における飼主になるための要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (4) 一時飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (5) 代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (6) 団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (7) 指定メンバーは、センターが実施する講習会を受講していること。
個 人	(1) 成人であること。 (2) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (3) 譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (4) 新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (5) 氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (6) センターが実施する講習会を受講していること。

◎譲渡ボランティアの遵守事項

共通事項	(1) 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼主に譲渡するまで責任を持って大切に飼養すること。 (2) 多頭飼養等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。 (3) 動物の一時飼養に関する近隣住民からの苦情及び新たな飼主への譲渡に関する苦情を受けたときは、センター所長に速やかに連絡すること。 (4) センター譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行わないこと。 (5) 成犬については譲渡を受けてから 30 日以内に、子犬については推定年齢で生後 90 日を経過した日から 30 日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。 (6) 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。ただし、センター所長が必要と認める場合についてはこの限りではない。 (7) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件に適合し、第 6 条に定める飼主の遵守事項を守ることができる新たな飼主に譲渡すること。 (8) 新たな飼主に譲渡するときは、動物の譲渡を受ける者に、動物の気質・性質及び飼養期間中の診療履歴を伝えとともに、日常の飼養健康管理方法及び適正なしつけ方について十分説明すること。また、マイクロチップの所有明示の案内を行うこと。 (9) 新たな飼主に譲渡するときは、センターが実施する講習会の受講を案内すること。または、センターの講習会を受講した者が当該講習会と同程度の講習を実施すること。 (10) 新たな飼主が譲渡動物を飼育するにあたっての相談に応じること。 (11) センターが実施する譲渡ボランティアの実態調査に協力すること。
団 体	代表者は、各一時飼養施設で飼養可能頭数を超えないように管理すること。

4 殺処分

(1) 殺処分及び焼却

譲渡不可能と判断された犬猫等は、炭酸ガス処分機で殺処分を実施しています。犬猫等は、市立八事霊園斎場管理事務所に焼却依頼をしています。

平成 27 年度の犬・猫等の焼却頭数は次のとおりです。

◎焼却頭数（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む） (頭)

犬	猫	合 計
23 (うち死亡 2)	873 (うち死亡 168)	896 (うち死亡 170)

(2) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づき委嘱、任命した評価人により処分犬の評価を行なっています。

平成 27 年度はセンターの獣医師 11 名を評価人として委嘱、任命しました。

5 愛護館における犬猫の飼養管理

(1) 展示舎（テラス犬舎、猫ルーム）における飼養

市民から持ち込まれた犬猫、または収容期間の満了した捕獲犬の中から家庭動物又は展示動物としての適正がある犬猫を選び、愛護館に搬入しています。

テラス犬舎には、子犬や小型の成犬用として1室に8ケージ、成犬用として8室、また、猫ルームには、猫飼育用が12ケージあり、それぞれで犬猫の飼養をしています。

(2) 譲渡用犬猫の飼養

譲渡用の犬猫は譲渡まで、健康状態・性格・くせ等を観察しながら飼養しています。

(3) 事業用犬猫の飼養

犬については、特に人とふれあうことが好きな性格の良い成犬を事業犬として飼養し、「ふれあい広場」や「ワンニャンなごやか教室」等のふれあい事業に活用するだけでなく、一定のしつけを行い、「しつけ教室」のモデル犬や、散歩犬としても活用しています。

また、猫については、特に性格の良い子猫を成猫まで飼養し、事業猫として、ふれあい事業に活用しています。

(4) 日常管理及び健康管理

日常の健康管理については、獣医師が中心となり、便の状態、食欲等をきめ細かく毎日観察しています。

犬猫は、管理棟からの搬入時や、ふれあい事業や譲渡などに備えるために、汚れの状況を見ながら、処置シャンプー室でシャンプーを行うなど、清潔を保つようにしています。また、調子の悪い犬猫は、適宜隔離し、適切な治療を施しています。

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における普及啓発活動

動物愛護センターでは、動物愛護及び適正飼養の普及を目的に、愛護館の運営・開放を行っています。

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

月曜日休館（ただし、祝日の場合は翌日が休館）

(2) ふれあい広場

犬と直接ふれあうことができる施設として「犬のふれあい広場」を設けています。犬に負担がないようにふれあい時間を定め、犬のふれあい方についての説明した後、犬とのふれあいを行いました。犬との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶ場としています。

(3) 犬ルーム

愛護館内に犬の展示室を 3 室設けており、直接目で見て飼い方を学べる場として、開館時間中は常時、事業犬を展示しています。平成 27 年度は、トイレトレーニングや、クレートトレーニングの展示を行いました。また、犬のふれあい広場と共に、犬とふれあいができる場所となっています。

(4) 猫ルーム

猫と直接ふれあうことができる施設として「猫ルーム」を設けています。午前 11 時、午後 2 時 30 分からの 30 分間を「猫のふれあい」開催時間とし、猫のふれあい方についての説明後、猫とのふれあいを行っています。猫との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶ場としています。

また、猫ルーム内は、猫の完全室内飼育モデルルームとしての展示を行っており、「猫のふれあい」開催時間以外においても、事業猫を展示し、猫の完全室内飼育について、直接目で見て学べる場としています。

(5) ワンワン教室

愛護館 2 階にあり、120 インチビデオスクリーン、ビデオプロジェクター等の視聴覚装置を完備した教室で、なかよしワンワン教室、動物愛護教室、犬のしつけ方教室、パピー教室などの様々な事業に活用しています。

2 動物愛護を啓発する各種教室等の開催

(1) 小中学校等と連携した動物愛護教室「いのちの教室」

小中学校等からの依頼を受けて、子どもたちに動物愛護と適正飼養の啓発のみならず、動物とのふれあいを通じて「いのちの大切さ」を伝える教室を行いました。

ア 所外開催

小学校等に犬猫を同伴して開催する教室です。犬や猫の習性をスライドでわかりやすく説明し、実際に犬猫とのふれあいや、心臓の音を聴くことなどを通じて「いのちの大切さ」を伝えています。特に、小学校高学年以上を対象とする場合には、殺処分されている犬猫の現状を伝えて、より深く動物との共生を考えてもらっています。平成 27 年度は、以下のとおり開催しました。



◎開催回数と参加人数

小学校		トワイライトスクール		その他		合 計	
回 数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数
5	583	16	446	1	81	22	1,110

イ 所内開催（職場見学）

小中学校や高校等が、授業の一環として行う校外学習などを受け入れ、施設見学と共に、動物愛護と適正飼養を啓発し、「いのちの大切さ」を伝えています。また、対象が中学生以上の場合には、参加者らの希望に応じて、管理棟の拘留施設などの見学を実施しています。



◎開催回数と参加人数

小学生		中学生		高校生		大学生		専門 学校生		その他		合 計	
回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数
8	201	37	409	4	69	1	2	8	133	11	67	69	881

ウ 職場体験（所内）

犬猫の飼養管理を体験する教室です。主に中学生による職場体験や、専門学校生の実習として受け入れを行っています。

犬猫とのふれあい、給餌、飼養施設の清掃、ブラッシング・シャンプー・爪切りなどの手入れ、犬の散歩等の実習と、犬猫の生理、生態や動物の愛護と適正飼養等に関する講義等を実施しています。

◎開催回数と参加人数

中学校		専門学校生		その他		合 計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
7	33	10	64	4	5	21	102

（２）なかよしワンワン教室

幼稚園、保育園、子供会等の依頼を受けて、動物とのふれあいという貴重な体験から、動物を慈しみ、相手を思いやるやさしい心を育てることを目的に行う教室です。犬猫との正しい接し方を説明し、ふれあい広場等でのふれあい体験を行っています。

平成 27 年度は幼稚園・保育園児を対象に 6 回開催し、193 人が参加しました。

（３）移動ふれあい教室

幼稚園・保育園等の依頼を受けて、犬猫を同伴して犬猫とのふれあいを行う教室です。

◎開催回数と参加人数

幼稚園・保育園		そ の 他		合 計	
回 数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数
1	54	4	278	5	332

(4) その他の動物愛護を啓発する教室

愛護館、保健所窓口、ホームページ等で参加者を募集し、次のような動物愛護を啓発する教室を開催しました。

ア ワンニャンスクール

小学生を対象に開催し、犬猫の生理・生態・習性等を学習させるとともに、犬猫の世話や健康管理等を体験させることにより、正しい飼い方や接し方を啓発する教室です。夏休みに2回「一日コース（対象学年3～6年生）・半日コース（対象学年1～3年生）」と、春休みに1回「一日コース（対象学年1～6年生）」を開催し、64人が参加した。



イ 夏休み愛護館ガイドツアー

センターの仕事の内容や、犬猫が多数殺処分されている現状を、スライドを使ってわかりやすく説明し、動物の愛護、及び終生飼養等を啓発する教室です。併せて、命の尊さを伝えるために、犬猫のふれあいを行っています。犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアとの協力により実施しました。

平成27年度は小中学生を対象に夏休み期間中に2回開催し、67人が参加しました。



ウ もっと知って楽しく遊ぼう！ー犬猫のひみつー

夏休みに、小学生を対象に開催しました。犬・猫の生理、生態や習性等についてスライドを使った説明の後に、実際に犬・猫の観察を行ったり、触れたりすることにより、犬・猫に対する正しい理解を深めました。犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアとの協力により実施しました。

平成27年度は1回開催し、19人が参加しました。

エ 夏休み動物の飼い方教室

動物を飼う前に考えなければならないことを、実際に犬・猫・ウサギ・ハムスター・小鳥等を展示しながら説明し、併せてそれぞれの飼い方やふれあい方を解説する教室です。

平成 27 年度は夏休みに公益社団法人日本愛玩動物協会と愛知ペット事業組合の協力を得て開催し、41 人が参加しました。



オ 施設見学会

市民を対象に、動物愛護や適正飼養に関心を持っていただき、動物愛護について考えていただく機会として、また、改修工事の結果新しくなった施設を知っていただくため、管理棟と愛護館の見学会を開催した。見学に併せて、講義形式で犬猫の飼養状況や飼養実態を説明するとともに、センターに収容される犬猫等の様子を映像でみていただき、処分状況等を示しました。

平成 27 年度は 2 回開催し、施設見学会に 81 人が参加しました。

3 犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催

(1) 所内開催

ア 犬のしつけ方教室

人に対する危害迷惑を防止するとともに、犬との生活をより楽しいものとするために、市民に飼犬の適正なしつけ方を指導する教室で、毎月 1 回定期的に行いました。「しつけ方の基本」と「散歩中に排せつさせないしつけ」に関する講義、事業犬を使った犬とのふれあい方やアイコンタクト、スワレ、フセ、マテ、コイ等の基本的な服従訓練のデモンストレーション等を行いました。



平成 27 年度は犬のしつけ方教室を 12 回開催し、128 家族 240 人が参加しました。

イ パピー（子犬）教室

生後 3 ヶ月から 6 ヶ月の子犬を同伴して参加する教室で、毎月 1 回定期的に開催しました。特に子犬の時期に伝えたいこととして、飼犬の性格を理解して飼犬に合ったしつけをすること、子犬の時期にいろいろな経験をさせて、犬に社会性を身に付けさせること、「散歩中に排せつさせないしつけ」の方法等を伝えています。子犬同士を遊ばせたり、参加者が子犬をさわったり、子犬交流会の子犬の様子を観察して行う子犬の性格判断や、基本的な犬とのふれあい方指導等を行っています。特に子犬の時期に啓発すると効果的な「トイレのしつけ」や「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及する絶好の機会となっています。

平成 27 年度は 11 回開催し、89 家族 214 人の方が参加されました。



ウ 問題犬のためのしつけ方教室

動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師として、引っ張りや飛びつき、かみ癖、鳴き癖等の飼犬の問題行動で困っている飼主を対象として開催しました。

平成 27 年度は 3 回開催し、48 家族 63 人が参加しました。数組は犬同伴で参加されました。また、教室終了後に希望者に対して、犬を同伴した個別のしつけ方相談にも応じました。

エ 犬猫を飼う前教室

終生飼育の啓発を目的として、動物を飼う前の心構え、ライフスタイルにあった動物を選ぶこと等に視点を絞った飼う前に考えていただくこと伝える教室です。

平成 27 年度は 3 回開催し、42 人が参加しました。



オ 猫の教室

猫の適正な飼養を推進し、飼い猫による迷惑・危害の防止を目的として、猫の飼主を対象とした猫の教室を実施しました。この教室では、猫の習性、病気等について実習を交えて説明し、室内飼育の必要性や工夫、方法等について説明を行いました。

平成 27 年度は 4 回開催し、82 人が参加しました。

カ 今から考えよう！高齢犬猫のケアー

近年、殺処分される犬猫の中で、高齢の犬猫の割合が増加しています。高齢で、不意に介護が必要になったことなどが原因で、飼育が困難となるようなケースを予防するために、犬猫の飼主や、これから飼うことを検討している方を対象に、高齢の犬猫のケアーを考える教室を開催しました。



この教室では、飼犬・飼猫の老後にどう取り組むか、そのために事前に準備しておくことや、高齢犬猫がかかりやすい病気のことなどについて講義し、健康チェックやペットが寝たきりになった時の介護方法などについて実習を行いました。

平成 27 年度は 4 回開催し、48 人が参加しました。

キ 犬のしつけ方相談

よく鳴く、かみつく等の飼犬の問題行動に悩む飼主を対象として、飼犬を同伴して来所していただき、マンツーマンでしつけ方を指導しました。

平成 27 年度は 38 回開催し、143 人が参加しました。

ク 犬の散歩指導

適正な散歩の方法を啓発する目的で、事業犬を使った犬の散歩教室を行いました。参加者に対して適正な散歩方法を説明し、参加者 1 組に対し、事業犬 1 頭を貸し出し、職員が 1 名補助に付いて、センター敷地内に設けたコースに従って、散歩体験を行っています。散歩教室修了者には適正な散歩の方法を啓発するために、「お散歩カード」を交付した。

平成 27 年度は 121 件で、568 人に適正な散歩方法を指導しました。

ケ 犬猫等の飼育相談

飼犬、飼猫などの飼い方、しつけ方、健康管理、苦情等その他について、電話又は来訪により、相談を受け付け、アドバイスを行いました。

◎平成 27 年度 相談件数

(件)

犬	猫	鳥	その他	計
3,665	2,799	65	74	6,603

(2) 所外開催

ア 犬のしつけ方相談

各区の狂犬病予防集合注射会場に出向き、しつけ方相談を行うとともに「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及しました。

平成 27 年度は 16 区 16 会場に出向き、121 件の相談を受けた。

イ 犬の移動しつけ方教室

保健所の依頼により、しつけ方教室モデル犬を同伴し、地域に出向いて「犬のしつけ方教室」を開催しました。この教室は、「散歩中に排せつさせないしつけ」を重点的に普及しています。

平成 27 年度は 10 会場で開催し、222 人の参加を得た。



◎平成 27 年度 犬の移動しつけ方教室実施状況

(人)

	月日	曜日	開催区	会場	人数
1	7 月 14 日	火	緑	保健所	12
2	7 月 15 日	水	南	元柴田公園	30
3	7 月 22 日	水	緑	保健所	7
4	10 月 18 日	日	西	庄内緑地公園	70
5	11 月 10 日	火	港	コミュニティセンター	28
6	11 月 13 日	金	昭和	保健所	11
7	11 月 20 日	金	緑	大高緑地	11
8	12 月 8 日	火	港	コミュニティセンター	11
9	1 月 19 日	火	東	矢田川パークハイツ	39
10	1 月 26 日	火	昭和	保健所	3

ウ 区民祭等でのしつけ相談

保健所等の依頼により、区民祭等の地域の催しや、啓発キャンペーン等に出向き、適正飼養の啓発事業、及び犬のしつけ方、飼い方相談を実施しました。

平成 27 年度は 5 会場に出向き、161 人に啓発等を行った。

エ しつけ・飼い方個別訪問指導

犬猫のしつけや飼い方に悩む飼主の相談に応じ、飼主宅に訪問して指導を行いました。

平成 27 年度は 17 件訪問し、29 人に行いました。

4 動物介在活動（高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動）

（1）ワンニャンなごやか教室

センターにおいて、高齢者福祉施設である各種老人ホーム、デイサービス施設等や、児童福祉施設の利用者を対象に、犬猫とのふれあいや、しぐさの観察等により、やすらぎや癒しを体感していただき日々におけるストレスの軽減、コミュニケーションの活発化、及び社会性の改善等を期待して行う教室を行いました。

また、各種高齢者福祉施設等に犬・猫とともに訪問して動物介在活動を行う、移動ワンニャンなごやか教室を行いました。

◎開催回数と参加人数

	高齢者福祉施設		福祉施設(その他)		合 計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
所内開催	24	240	6	80	30	320
所外開催	2	50	—	—	2	50

（2）高齢者とワンニャンふれあい広場

10 月を「高齢者とワンニャンふれあい月間」と制定し、動物愛護推進員や、ボランティア（NPO 法人ドッグレクリエーション協会及びスウィングテイル）と協働して、近隣の高齢者福祉施設等に入所する高齢者を招き、犬とのふれあいやドッグダンスの披露など、楽しいひと時を過ごしていただきました。なお、猫についてのふれあいは、愛護館内の猫ルームで行って



います。

平成 27 年度は、芝生広場には、延べ 23 の高齢者福祉施設から 213 人が参加され、センター外では、庄内緑地公園のドッグランで、延べ 5 つの高齢者福祉施設から 39 人が参加されました。

5 動物愛護週間行事

(1) 名古屋市動物愛護センター30 周年記念 W a n ニャンふれあいウィーク

動物愛護センター設立 30 周年を記念して、平成 27 年 9 月 20 日～9 月 26 日（動物愛護週間）を「W a n ニャンふれあいウィーク」として愛護館で様々な催しを行いました。

内容は次のとおりです。この期間中、約 4,000 人の参加がありました。

また、9 月 24 日・25 日は、ルブラ王山（名古屋市千種区覚王山通 8－18）で動物愛護講演会・パネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは、譲渡ボランティアや動物愛護推進員をパネラーとしてご意見をいただき、動物愛護センターが設立 30 周年を節目に今後どのような方針で業務を遂行するかをまとめた「動物愛護宣言」を採択しました。この「動物愛護宣言」は慰霊祭で所長により宣言されました。

月日	主な内容	
9 月 20 日 (日)	－ 開会の日 － ・開会式（消防音楽隊による演奏） ・譲渡ボランティアに感謝状贈呈 ・動物愛護センター30 年の歩み講演会＜講師：所長＞	○ワンちゃんとのふれあい方を学ぼう！ ○猫ちゃんの部屋に入ろう！
9 月 21 日 (祝)	－ ペットとの絆を深めよう － ・愛犬のお手入れ W a n ポイントアドバイス ・愛犬の健康チェック&しつけ相談	○愛護館クイズラリー
9 月 22 日 (祝)	－ 命について考えよう！ － ・譲渡ボランティア紹介コーナー ・盲導犬紹介コーナー・ふれあい教室	○特別展示 ・動物愛護センター 30 年の歩み
9 月 23 日 (祝)	－ つなげよう、動物愛護の輪 － ・巨大迷路で迷子だニャン ・動物愛護の輪をつなごう ・誓いのうちわ・輪ゴムブレスレット作り	・もらわれた犬猫の新しい暮らし（うちの子自慢写真展）
9 月 24 日 (木)	動物愛護講演会（会場：ルブラ王山） ・犬猫との暮らしを快適にするために飼主ができること ＜講師：矢崎 潤＞	・名古屋市立工芸高校デザイン

	・動物と人が共に暮らす健康なまち ～高齢化が進む中で人と暮らす動物の効用～ ＜講師：的場美芳子＞	科動物愛護ポスター展 ・ビフォーアフター写真展
9月25日 (金)	動物愛護31年目からの歩み in 名古屋（会場：ルブラ王山） ・動物愛護の歴史と諸外国の状況 ＜講師：山口千津子＞ ・パネルディスカッション	
9月26日 (土)	一閉会の日ー ・慰霊祭 ・動物愛護宣言 ・施設見学会	

（２）動物フェスティバル 2015 なごや

平成 27 年 10 月 11 日（日）に、中区久屋大通公園で開催された動物フェスティバルに「動物愛護センターコーナー」を設け、動物愛護センター事業紹介、犬のしつけ方相談、動物愛護ビンゴクイズ、譲渡犬猫写真展等を行いました。

また、動物愛護推進員はその活動を周知することを目的に、「動物愛護推進員活動紹介ブース」を設けて参加し、長寿犬への表彰、松ぼっくり動物づくりを通じた動物愛護教室や、ペットのなんでも相談会を行いました。ブースにおいては、動物愛護推進員の活動結果を掲示しました。また、ステージにおいて、動物愛護推進員が動物愛護を啓発する寸劇を行い、来場者へのわかりやすい周知を図りました。動物愛護センターコーナー及び、動物愛護推進員活動紹介ブースへの参加者は 1,700 人でした。

（３）犬猫里帰り会 2015 ～愛犬・愛猫との絆を深めよう～

平成 27 年 11 月 1 日（日）に、平成 26 年度にセンターから犬猫の譲渡を受けた方々を対象に、犬猫里帰り会として次のような事業を実施しました。当日は 296 人が参加されました。

- ・愛犬・愛猫缶バッジづくり
- ・愛犬しつけ相談 ～しつけに困ったら、相談してみよう～
- ・犬猫おもちゃづくり ～おもちゃを手作りしてみよう～
- ・家庭でできる「愛犬の健康チェックアドバイス」
- ・愛犬の簡単お手入れ“Wan”ポイントアドバイス
- ・ワンニャン似顔絵コーナー
- ・ドッグマッサージ ～愛犬とリラックスタイム～
- ・愛犬プチゲーム会
- ・うちの子自慢写真展 ～もらわれた犬猫の新しい暮らし～
- ・譲渡犬猫インタビュー

- ・センター出身ワンちゃん大集合！！みんなで記念撮影
- ・愛護館2階ワンワン教室、動物セミナー
- ・わんわん運動会・ミニマジリティコーナー
- ・防災コーナー
- ・飼育相談コーナー
- ・飼主検定コーナー
- ・わんわん似顔絵コーナー
- ・わんわん集合写真撮影会

6 猫問題への対応

(1) 猫の移動飼い方教室・なごやかキャット説明会への協力

専門学校の依頼により、学生を対象に所外で猫の飼い方教室を開催しました。猫の飼い方教室では、猫の習性、病気等について説明するとともに、室内飼育の必要性や工夫、方法等について説明を行いました。また、地域で開催される「なごやかキャット（名古屋版地域猫活動）説明会」に保健所の要請に応じて協力し、なごやかキャットサポーター活動等について説明を行っています。

平成27年度は猫の移動飼い方教室を1回（116人参加）開催し、「なごやかキャット説明会」に2回（42人参加）、「なごやかキャットサポーター交流会」に1回（4人参加）に協力しました。

(2) 猫の保護器の貸し出し

特定の飼主のいない猫に対する避妊去勢を目的に、猫の保護を希望する市民に対して、保護器の貸し出しを行いました。

平成27年度は24件の保護器の貸し出しを行いました。

7 所有明示の推進

マイクロチップによる所有明示の普及を目的として、譲渡動物に対してマイクロチップの装着を行いました。また、収容動物については、マイクロチップの読み取りを実施しました。

(1) 譲渡動物・返還動物へのマイクロチップの装着

平成21年度から、センターではマイクロチップを装着したうえで、動物を譲渡しています。

◎平成 27 年度マイクロチップ装着数

(匹)

	譲渡	返還	計
犬	74	2	76
猫	261	0	261
計	335	2	337

(2) マイクロチップの読み取り

マイクロチップリーダー（ハンディ型、スティック型、据え置き型）を活用し、センターに収容される動物（自活不能猫を除く）について、マイクロチップの読み取りを行いました。

8 避妊去勢手術の推進

猫の不必要な繁殖による迷惑防止を目的に、猫の飼主に対する避妊去勢手術補助券を、センター窓口において交付しました。

避妊手術	去勢手術
26	19

9 災害時におけるペット対策

(1) 被災動物救護物資の備蓄

災害発生時に被災動物を収容できるよう、常時、犬 100 頭、猫 50 匹に対して 10 日分のドッグフード、キャットフード及び医薬品等の備蓄を行っています。

(2) 飼主への啓発

愛護館の展示物・掲示物や各種教室等において、災害への備えについて飼主への啓発を行いました。

5 動物愛護推進員の活動の推進

1 動物愛護推進員関連事業

(1) 動物愛護推進員交流会の開催

ー動物愛護推進員ミーティング 2015in 平和公園ー

平成 27 年 4 月 26 日（日）、動物愛護推進員同士の連携づくり及び市民への動物愛護推進員制度の紹介、動物愛護、適正飼養普及啓発を目的に、千種区平和公園及び動物愛護センターワンワン教室において、動物愛護推進員、動物愛護センター及び保健所合同で犬・猫一斉マナーアップキャンペーン、動物愛護センター紹介、動物愛護推進員交流会を行った。19 名の動物愛護推進員が参加しました。



(2) 動物愛護推進員研修の開催

平成 28 年 2 月 26 日（金）、愛護館 2 階ワンワン教室にて、動物愛護推進員を対象に、弁護士の鴨下沙登子先生を講師として「弁護士の先生から動物関係の裁判の話聞こう～判例から学ぶ動物関係法令について～」と題した研修を開催し、動物愛護推進員 19 名が参加しました。

また、平成 28 年 1 月 19 日（火）に「公益社団法人中部盲導犬協会見学会」を開催し、16 名が参加しました。

(3) 動物愛護推進員活動報告会の開催

平成 28 年 3 月 17 日（木）、動物愛護推進員がそれぞれの一年間の活動内容を報告する活動報告会を実施しました。62 名の動物愛護推進員から活動報告書が提出され、5 名の動物愛護推進員が参加しました。

(4) 動物愛護推進員定期集会及びイベント部会の開催

定期集会を 8 回、イベント部会を 8 回開催しました。参加人数は次のとおりでした。

◎定期集会

(人)

開催日	参加人数
4 月 26 日	19
5 月 20 日	7
6 月 26 日	14
7 月 22 日	16

8 月 17 日	9
10 月 21 日	10
11 月 17 日	7
12 月 22 日	11
合計	93

◎イベント部会 (人)

開催日	参加人数
6 月 12 日	10
6 月 26 日	15
7 月 8 日	8
7 月 22 日	16
8 月 17 日	9
9 月 10 日	6
9 月 29 日	4
10 月 21 日	10
合計	78

(5) 動物愛護推進員活動の調整

ア 保健所と動物愛護推進員との連絡調整

保健所のまちづくり推進活動や、動物愛護及び適正飼養普及啓発活動に対し、動物愛護推進員の紹介や、活動への協力依頼等を行いました。

イ NDAS ニュースの発行

センターから動物愛護推進員への情報伝達及び動物愛護推進員同士の情報共有を目的に、ニュース形式で文書を送付する「NDAS ニュース」の発行を行いました。

平成 27 年度は Vol.37～Vol.48 まで、計 12 回発行しました。

2 動物愛護推進員との協働事業

次の事業について、動物愛護推進員との協働により実施しました。

(1) 動物愛護週間行事

ア Wan ニャンふれあいウィーク

(ア) 平成 27 年 9 月 23 日(祝) 子供向け動物愛護啓発 14 名参加

(イ) 平成 27 年 9 月 26 日(土) 慰霊祭 13 名参加

イ 動物フェスティバル 2016 なごや

平成 27 年 10 月 11 日(日) 動物愛護推進員ブース 21 名参加

(2) センター開催事業

次のとおり、計 34 回、延べ 81 人が参加しました。

	開催日	教室名	参加 人数
1	4 月 26 日	平和公園ミーティング	19
2	5 月 14 日	動物愛護教室	1
3	5 月 24 日	博物館における猫の飼主募集	3
4	5 月 30 日	博物館における猫の飼主募集	2
5	5 月 31 日	博物館における猫の飼主募集	3
6	6 月 6 日	博物館における猫の飼主募集	2
7	6 月 7 日	博物館における猫の飼主募集	3
8	6 月 10 日	問題犬のためのしつけ方教室	1
9	6 月 17 日	問題犬のためのしつけ方教室（個別相談）	1
10	6 月 24 日	問題犬のためのしつけ方教室（個別相談）	1
11	8 月 4 日	犬猫のひみつ	1
12	8 月 5 日	動物愛護教室	1
13	8 月 6 日	夏休み動物の飼い方教室	1
14	8 月 21 日	戸田川こどもランドふれあい教室	4
15	8 月 25 日	児童館移動ふれあい事業	1
16	9 月 11 日	動物愛護教室	1
17	10 月 6 日	高齢者ふれあい広場	1
18	10 月 8 日	高齢者ふれあい広場	2
19	10 月 15 日	高齢者ふれあい広場	4
20	10 月 18 日	庄内緑地公園ドッグランしつけ方教室	1

21	10月18日	キャットロードまつり	2
22	10月23日	出張高齢者ふれあい広場	1
23	11月8日	里帰り会	14
24	11月11日	問題犬のためのしつけ方教室	1
25	11月13日	動物愛護教室	1
26	11月18日	問題犬のためのしつけ方教室（個別相談）	1
27	11月25日	問題犬のためのしつけ方教室（個別相談）	1
28	11月25日	保育園移動ふれあい教室	1
29	12月4日	移動わんにゃんなごやか教室	1
30	1月15日	第二寿楽苑	1
31	1月27日	児童館移動ふれあい教室	1
32	2月17日	問題犬のためのしつけ方教室	1
33	2月24日	問題犬のためのしつけ方教室（個別相談）	1
34	3月2日	問題犬のためのしつけ方教室（個別相談）	1

（３） 保健所開催事業

次のとおり、計５回、18人が参加しました。

	開催日	事項	保健所名	参加人数
1	8月7日	名東フェスタ i n 名東	名東	13
2	10月4日	千種区民まつり	千種	1
3	10月24日	緑区民まつり	緑	1
4	11月3日	港区民まつり	港	2
5	1月29日	犬の移動しつけ方教室（鳴き声）	緑	1

（４） 狂犬病予防集合注射会場での協力

13会場で、16人の動物愛護推進員が会場整理及び適正飼養、動物愛護の普及・啓発に協力しました。

(5) 乳飲み猫育成

動物愛護推進員に対し、乳飲み猫ボランティアとして、センターに収容された離乳前の子猫を一時預りしてもらい、譲渡可能な月齢まで飼育していただく育成協力事業を実施しました。乳飲み猫ボランティアとして、7名の動物愛護推進員が登録し、一時預り頭数は15頭でした。

3 動物愛護推進員の自主的な活動の支援

動物愛護推進員の自主的な活動についての相談に応じ、活動支援を行いました。平成27年度は4件の活動計画書を受け付けました。

◎動物愛護推進員の自主的な活動

	開催日	事項	実施者
1	5月17日	庄内緑地ドッグウォーキング	3
2	8月5日	動物愛護センター見学会	1
3	10月11日	わんわんふれあい広場	1
4	10月25日	庄内緑地ドッグウォーキング	3

6 特定動物飼養者への指導

1 許可及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物の飼養・保管の許可に関する手続き及び飼養施設の監視指導を行っています。

平成27年度の許可及び監視件数は、以下のとおりです。

◎特定動物の許可件数、及び監視件数 (件)

飼養・保管許可申請件数 (変更許可を含む)	16
許可件数 (平成28年3月末現在)	107
立入調査件数	133

◎特定動物一覧

(件)

綱	目	科	属	種名	許可 件数
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	クモザル属	ジェフロイクモザル	1
		おながざる科	マカク属	シシオザル	1
				ニホンザル	1
				クロザル	2
			リーフモンキー属	ハヌマンラングール	1
				シルバールトン	1
			ヒヒ属	マントヒヒ	0
				ドグエラヒヒ	0
			マンドリル属	マンドリル	1
			オナガザル属	サバンナモンキー	2
				ダイアナモンキー	1
				ブラッサグエノン	3
			パタスモンキー属	パタスザル	1
			コロブス属	アビシニアコロブス	2
		てながざる科	テナガザル属	ボルネオテナガザル	1
				フクロテナガザル	1
		ひと科	オランウータン属	オランウータン	1
			チンパンジー属	チンパンジー	1
			ゴリラ属	ニシローランドゴリラ	1
	食肉目	いぬ科	イヌ属	オオカミ	1
				セグロジャッカル	1
		くま科	ツキノワグマ属	ニッポンツキノワグマ	1
			メガネグマ属	メガネグマ	1
			クマ属	ヒグマ	2
			ホッキョクグマ属	ホッキョクグマ	1
			マレーグマ属	マレーグマ	1
		ハイエナ科	シマハイエナ属	シマハイエナ	1
		ねこ科	ネコ属	カラカル	2
				サーバル	4
				スナドリネコ	2
			オオヤマネコ科	カナダオオヤマネコ	1
			ヒョウ属	ユキヒョウ	1
				トラ	1
				ヒョウ	1

				ジャガー	1
				ライオン	1
	長鼻目	ぞう科	アジアゾウ属	アジアゾウ	1
			アフリカゾウ属	アフリカゾウ	1
	奇蹄目	さい科	インドサイ属	インドサイ	1
			クロサイ属	クロサイ	1
	偶蹄目	かば科	カバ属	カバ	1
			コビトカバ属	コビトカバ	1
		きりん科	キリン属	アミメキリン	1
		うし科	バイソン属	アメリカバイソン	1
鳥 綱	たか目	コンドル科		トキイロコンドル	1
				コンドル	1
		たか科		ハクトウワシ	2
爬 虫 綱	かめ目	かみつきがめ科		ワニガメ	10
	とかげ 目	どくとかげ科		アメリカドクトカゲ	3
		おおとかげ科		ハナブトオオトカゲ	1
		にしきへび科		インドニシキヘビ	8
				アミメニシキヘビ	3
				アフリカニシキヘビ	1
		ボア科		ボアコンストリクター	9
				オオアナコンダ	2
		コブラ科		ヒロオウミヘビ	1
				エラブウミヘビ	1
	わに目	アリゲーター科		ミシシッピワニ	1
				ヨウスコウワニ	3
				メガネカイマン	0
				コビトカイマン	1
				ブラジルカイマン	2
		クロコダイル科		ナイルワニ	1
				ニシアフリカコガタワニ	1
				シャムワニ	1
		ガビアル科		インドガビアル	1

2 逃走特定動物への対策

逃走特定動物（疑いを含む）への対応として、管理指導班が現場等へ、3 件（マレーグマ）出動しました。

7 動物取扱業者への指導

1 登録等及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める第一種及び第二種動物取扱業に関する手続き及び事業所の監視指導を行っています。

ア 第一種動物取扱業 (件)

登録申請件数 (登録更新申請を含む)	166
諸届出件数	525
登録数 (種別ごと) (平成 28 年 3 月末時点)	954 販売 336 保管 456 貸出 23 訓練 75 展示 61 譲渡飼育 3
事業所数	706
立入り監視件数	472

イ 第二種動物取扱業 (件)

届出件数	5
諸届出件数	3
届出施設数 (種別ごと) (平成 28 年 3 月末時点)	20
飼養施設数	13
立入り監視件数	12

2 動物取扱責任者研修

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物取扱責任者になろうとする者等に対し、動物取扱責任者認定研修(認定研修)を実施しています。

平成 27 年度は 2 回実施し、また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修（継続研修）を 3 回実施しました。

(人)

区別	開催日	受講者数
認定研修	10 月 28 日	25
	2 月 25 日	24
継続研修	11 月 27 日	236
	1 月 28 日	232
	2 月 10 日	182

8 人獣共通感染症対策

1 啓発・指導

ふれあい広場、各種動物愛護・適正飼養教室において、「動物をさわった後は手を洗いましょう」を中心に人獣共通感染症の感染予防について啓発しました。動物取扱業者に対しては、動物取扱責任者研修において人獣共通感染症に関する講習を実施しました。動物とのふれあいを行う事業者に対しては、利用者が手洗い等を適正に行えるよう、施設立入時に指導を行いました。

2 事業犬及び事業猫の糞便検査

ふれあい等に供する事業犬・事業猫の糞便について、サルモネラ、O157、カンピロバクター等の検査を実施しました。

平成 27 年度は 9 検体について検査を実施しました。

9 関係機関一覧

関係機関名	所在地	電 話	F A X
健康福祉局 健康部食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目 1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山 69	832-1750	832-7759
千 種 保 健 所	〒464-0841 千種区覚王山通 8-37	753-1971	751-3545
東 保 健 所	〒461-0003 東区筒井一丁目 7-74	934-1212	937-5145
北 保 健 所	〒462-0844 北区清水四丁目 17-1	917-6547	911-2343
西 保 健 所	〒451-8508 西区花の木二丁目 18-1	523-4612	531-2000
中 村 保 健 所	〒453-0024 中村区名楽町 4-7-18	481-2278	481-2210
中 保 健 所	〒460-8447 中区栄四丁目 1-8	265-2257	265-2259
昭 和 保 健 所	〒466-0027 昭和区阿由知通 3-19	735-3959	731-0957
瑞 穂 保 健 所	〒467-0027 瑞穂区田辺通 3-45-2	837-3253	837-3291
熱 田 保 健 所	〒456-0031 熱田区神宮三丁目 1-15	683-9678	681-5169
中 川 保 健 所	〒454-0911 中川区高畑一丁目 223	363-4457	361-2175
港 保 健 所	〒455-0015 港区港栄二丁目 2-1	651-6486	651-5144
南 保 健 所	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目 1-1	614-2865	614-2818
守 山 保 健 所	〒463-0011 守山区小幡一丁目 3-1	796-4617	796-0040
緑 保 健 所	〒458-0033 緑区相原郷一丁目 715	891-3632	891-5110
名 東 保 健 所	〒465-0025 名東区上社二丁目 50	778-3107	773-6212
天 白 保 健 所	〒468-0056 天白区島田二丁目 201	807-3907	803-1251

Ⅲ 統 計

1 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業
(1) 区別

	捕獲犬（頭）				引取犬（頭）				返還犬（頭） ＊1	譲渡犬（頭）			鑑札交付（件）			予防注射（件）			注射済票交付（件）			マイクロチップ装着（件）			措置命令（件） ＊2	命令違反（件） ＊2	引取猫（頭）			自活不能猫（頭）	負傷動物（頭）			
	成犬	子犬	観察犬（再掲）	計	成犬	子犬	観察犬（再掲）	計		成犬	子犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2			成猫	子猫	計		犬（再掲）	猫	その他	計
千種	14	-	(-)	14	5	-	(-)	5	12	11	-	11	1	1	2	5	1	6	5	1	6	-	5	5	1	-	17	31	48	58	(-)	13	-	13
東	2	-	(-)	2	4	-	(-)	4	2	1	-	1	2	-	2	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	5	13	18	21	(-)	8	-	8
北	14	-	(-)	14	5	-	(-)	5	4	4	-	4	2	3	5	1	2	3	1	3	4	-	3	3	-	-	1	11	12	62	(1)	15	-	16
西	13	-	(-)	13	2	-	(-)	2	6	4	-	4	1	2	3	2	1	3	3	2	5	-	2	2	-	-	7	17	24	72	(-)	8	-	8
中村	14	-	(-)	14	5	-	(-)	5	12	6	-	6	3	1	4	8	1	9	8	1	9	1	3	4	-	-	13	19	32	106	(-)	17	-	17
中	3	-	(-)	3	3	-	(-)	3	3	1	-	1	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	1	1	-	-	1	9	10	34	(1)	17	-	18
昭和	4	-	(-)	4	3	-	(-)	3	2	22	-	22	2	1	3	2	1	3	2	1	3	-	1	1	-	-	1	-	1	21	(-)	8	-	8
瑞穂	11	-	(-)	11	2	-	(-)	2	9	4	-	4	4	2	6	5	-	5	5	2	7	-	3	3	-	-	3	11	14	36	(-)	11	-	11
熱田	5	-	(-)	5	4	-	(-)	4	4	1	-	1	3	1	4	2	1	3	3	1	4	-	1	1	-	-	19	10	29	33	(-)	7	-	7
中川	25	-	(1)	25	10	-	(-)	10	10	4	-	4	5	2	7	3	2	5	4	2	6	-	4	4	1	-	30	25	55	146	(-)	15	-	15
港	19	4	(-)	23	9	-	(-)	9	7	4	-	4	3	2	5	3	2	5	3	2	5	-	4	4	-	-	2	14	16	97	(-)	12	-	12
南	13	-	(-)	13	9	-	(-)	9	9	4	-	4	3	1	4	5	1	6	5	1	6	-	3	3	-	-	30	21	51	40	(1)	16	-	17
守山	29	-	(1)	29	12	-	(-)	12	11	14	1	15	3	7	10	3	6	9	3	7	10	1	10	11	-	-	1	24	25	31	(1)	8	-	9
緑	17	-	(-)	17	4	-	(-)	4	14	6	-	6	3	2	5	4	1	5	5	2	7	-	4	4	-	-	19	46	65	86	(-)	12	-	12
名東	16	-	(-)	16	2	-	(-)	2	8	10	-	10	2	2	4	2	2	4	3	2	5	-	6	6	-	-	4	15	19	59	(-)	7	-	7
天白	11	-	(-)	11	6	-	(1)	6	7	5	-	5	4	1	5	5	-	5	5	1	6	-	3	3	-	-	3	-	3	20	(-)	5	-	5
市外	-	-	(-)	-	-	-	(-)	-	15	42	3	45	-	-	-	1	6	7	-	-	-	-	21	21	-	-	16	-	16	-	(-)	-	-	-
合計	210	4	(2)	214	85	-	(1)	85	135	143	4	147	42	28	70	55	27	82	59	28	87	2	74	76	2	-	172	266	438	922	(4)	179	-	183

(注) 標章記号について、「－」は計数のない場合
市外からの引取りは他自治体または警察からの譲受け
＊1捕獲した区で計上
＊2当該犬の所在地の区で計上

(2) 月別

	捕獲犬（頭）				引取犬（頭）				返 還 犬 （ 頭 ）	譲渡犬（頭）			鑑札交付（件）			予防注射（件）			注射済票交付（件）			マイクロチップ装着（件）			措置 命令 （ 件 ）	命令 違反 （ 件 ）	引取猫（頭）			自 活 不 能 猫 （ 頭 ）	負傷動物（頭）			
	成 犬	子 犬	観 察 犬 （ 再 掲 ）	計	成 犬	子 犬	観 察 犬 （ 再 掲 ）	計		成 犬	子 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計			成 猫 ＊	子 猫	計		犬 （ 再 掲 ）		そ の 他	計
4月	15	4	(-)	19	6	-	(-)	6	9	8	-	8	1	7	8	4	3	7	4	7	11	-	6	6	-	-	9	36	45	145	(-)	11	-	11
5月	10	-	(1)	10	9	-	(1)	9	6	13	-	13	4	7	11	5	6	11	5	7	12	-	7	7	-	-	16	74	90	242	(-)	10	-	10
6月	20	-	(-)	20	9	-	(-)	9	10	17	4	21	4	7	11	5	9	14	5	7	12	1	12	13	-	-	21	83	104	141	(-)	30	-	30
7月	24	-	(-)	24	11	-	(-)	11	16	17	-	17	6	4	10	6	7	13	6	4	10	-	4	4	-	-	14	28	42	136	(2)	26	-	28
8月	25	-	(1)	25	7	-	(-)	7	12	12	-	12	5	-	5	5	-	5	5	-	5	-	6	6	-	-	28	15	43	62	(-)	20	-	20
9月	15	-	(-)	15	7	-	(-)	7	11	10	-	10	4	1	5	5	1	6	6	1	7	-	6	6	1	-	12	5	17	111	(-)	28	-	28
10月	16	-	(-)	16	9	-	(-)	9	10	12	-	12	5	2	7	6	1	7	7	2	9	-	7	7	-	-	23	13	36	34	(-)	14	-	14
11月	17	-	(-)	17	7	-	(-)	7	11	7	-	7	2	-	2	5	-	5	5	-	5	-	4	4	-	-	5	-	5	3	(1)	11	-	12
12月	20	-	(-)	20	9	-	(-)	9	15	21	-	21	5	-	5	5	-	5	5	-	5	1	10	11	-	-	4	6	10	-	(1)	8	-	9
1月	15	-	(-)	15	5	-	(-)	5	11	14	-	14	1	-	1	2	-	2	3	-	3	-	7	7	1	-	31	1	32	-	(-)	4	-	4
2月	16	-	(-)	16	3	-	(-)	3	12	8	-	8	3	-	3	3	-	3	3	-	3	-	3	3	-	-	4	5	9	-	(-)	10	-	10
3月	17	-	(-)	17	3	-	(-)	3	12	4	-	4	2	-	2	4	-	4	5	-	5	-	2	2	-	-	5	-	5	48	(-)	7	-	7
合計	210	4	(2)	214	85	-	(1)	85	135	143	4	147	42	28	70	55	27	82	59	28	87	2	74	76	2	-	172	266	438	922	(4)	179	-	183

(注) 標章記号について、「－」は計数のない場合
＊警察から譲受けた成猫を含む

2 捕獲及び返還状況

(1) 区別

単位：頭

							返還犬の飼育日数									
	捕 獲 方 法						0 日 (抑留日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日以上	計
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計										
千種	14	-	-	-	-	14	5	5	-	-	-	-	-	-	-	10
東	2	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
北	14	-	-	-	-	14	2	1	-	-	-	-	-	-	1	4
西	12	1	-	-	-	13	6	2	1	-	-	-	-	-	-	9
中村	14	-	-	-	-	14	3	3	3	1	-	-	-	-	-	10
中	3	-	-	-	-	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	3
昭和	4	-	-	-	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3
瑞穂	11	-	-	-	-	11	6	3	-	-	-	-	1	-	-	10
熱田	5	-	-	-	-	5	-	2	-	1	-	-	-	-	-	3
中川	25	-	-	-	-	25	3	5	-	2	2	1	-	-	1	14
港	23	-	-	-	-	23	5	-	2	1	-	-	-	-	-	8
南	13	-	-	-	-	13	2	6	1	-	-	-	-	-	1	10
守山	29	-	-	-	-	29	9	3	2	1	1	-	-	-	2	18
緑	17	-	-	-	-	17	3	6	1	-	-	1	-	-	1	12
名東	16	-	-	-	-	16	5	2	1	1	1	-	-	-	1	11
天白	11	-	-	-	-	11	5	2	-	-	1	-	-	-	-	8
合計	213	1	-	-	-	214	59	41	12	7	5	2	1	-	8	135

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：頭

	捕 獲 方 法						返還犬の飼育日数									
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計	0 日 （抑 留 日）	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以上	計
4月	19	-	-	-	-	19	3	4	-	1	1	-	-	-	-	9
5月	10	-	-	-	-	10	2	2	1	-	-	-	-	-	1	6
6月	20	-	-	-	-	20	5	2	2	-	-	-	-	-	1	10
7月	24	-	-	-	-	24	7	6	-	2	-	1	-	-	-	16
8月	25	-	-	-	-	25	8	3	-	-	1	-	-	-	-	12
9月	15	-	-	-	-	15	1	3	2	-	2	-	-	-	3	11
10月	16	-	-	-	-	16	4	4	-	1	1	-	-	-	-	10
11月	17	-	-	-	-	17	4	3	3	-	-	-	1	-	-	11
12月	19	1	-	-	-	20	7	3	2	1	-	-	-	-	2	15
1月	15	-	-	-	-	15	5	3	1	2	-	-	-	-	-	11
2月	16	-	-	-	-	16	7	4	1	-	-	-	-	-	-	12
3月	17	-	-	-	-	17	6	4	-	-	-	1	-	-	1	12
合計	213	1	-	-	-	214	59	41	12	7	5	2	1	-	8	135

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

3 指導班活動状況

(1) 区別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛 護											その他の	合 計	
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談（集合注射会場）	犬のしつけ方相談（区民まつり等）	しつけ・飼い方指導（個別）	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発（区民まつり等）	移動ワンニャンなごやか教室	巡回指導	その他の			計
千種	16	4	14	-	26	54	-	1	-	1	-	-	1	1	1	4	5	14	2	130
東	4	4	8	-	21	-	-	1	1	1	-	1	-	1	-	-	3	8	-	45
北	17	15	16	-	13	4	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-	4	1	70
西	18	6	5	-	31	1	-	2	1	1	-	3	-	-	1	-	1	9	-	70
中村	20	14	16	-	22	-	-	1	-	1	1	3	-	2	-	-	2	10	-	82
中	4	8	14	-	23	2	-	1	-	1	1	-	1	4	-	-	1	9	1	61
昭和	5	4	4	-	19	-	-	2	2	1	-	2	-	-	-	-	-	7	-	39
瑞穂	13	8	10	-	6	-	-	-	-	1	1	-	-	7	-	-	-	9	2	48
熱田	6	5	6	-	8	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	4	-	29
中川	26	10	12	-	17	12	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	4	3	84
港	21	10	12	2	39	8	1	2	2	1	-	1	-	-	1	-	1	9	3	104
南	16	10	17	-	19	-	4	2	1	1	-	1	-	-	-	-	2	11	2	75
守山	38	7	6	-	33	2	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	1	5	1	92
緑	26	11	11	-	35	1	-	2	3	1	-	1	-	-	-	-	1	8	2	94
名東	20	3	6	-	19	1	-	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	4	3	56
天白	12	2	6	-	33	-	-	2	-	1	1	-	1	1	-	-	-	6	2	61
市外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	262	121	163	2	364	85	5	22	10	16	5	17	4	17	3	4	18	121	22	1,140

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛 護												その他の	合 計
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談（集合注射会場）	犬のしつけ方相談（区民まつり等）	しつけ・飼い方指導（個別）	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発（区民まつり等）	移動ワンニャンなごやか教室	巡回指導	その他の	計		
4月	20	18	12	-	29	2	-	-	-	16	-	2	-	-	-	1	-	19	4	104
5月	20	28	10	-	11	46	-	2	-	-	-	-	-	4	-	-	1	7	2	124
6月	26	28	27	-	45	6	-	3	-	-	-	2	-	2	-	-	-	7	-	139
7月	27	16	22	-	10	-	-	1	3	-	-	2	-	1	-	-	-	7	1	83
8月	29	6	19	-	-	-	2	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	6	-	60
9月	18	13	20	2	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	2	81
10月	22	4	13	-	41	-	-	3	1	-	3	-	-	7	1	-	2	17	1	98
11月	22	3	12	-	95	8	1	3	3	-	1	1	2	1	-	-	1	13	-	153
12月	25	-	8	-	57	14	-	3	1	-	-	-	-	-	1	-	1	6	3	113
1月	17	-	4	-	3	-	2	1	2	-	-	2	-	-	1	-	2	10	2	36
2月	16	-	8	-	35	5	-	2	-	-	-	-	2	1	-	3	-	8	3	75
3月	20	5	8	-	25	-	-	4	-	-	-	6	-	-	-	-	2	12	4	74
合計	262	121	163	2	364	85	5	22	10	16	5	17	4	17	3	4	18	121	22	1,140

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

4 殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	23	2	3	2	3	1	5	1	2	1	2	1	-
子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	23	2	3	2	3	1	5	1	2	1	2	1	-
成猫	191	17	18	35	20	15	22	22	13	10	2	9	8
子猫	682	61	196	143	142	48	62	20	5	1	2	-	2
小計	873	78	214	178	162	63	84	42	18	11	4	9	10
その他の動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	896	80	217	180	165	64	89	43	20	12	6	10	10

（注） 標章記号について、「-」は計数のない場合

5 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その1（年度別）

年 度	処 理 ・ 抑 留 の 別	捕 獲 犬	引 取 成 犬	引 取 子 犬	引 取 犬 小 計	引 取 成 猫	引 取 子 猫	自 活 不 能 猫	負 傷 猫 等	猫 等 小 計	合 計	捕 獲 犬 返 還 頭 数
平成 18	処理 件数	754	180		180	687		775	253	1,715	2,649	259
	抑留 頭数	552	241	53	294	404	1,694	3,135	249	5,482	6,328	
平成 19	処理 件数	761	177		177	631		737	261	1,629	2,567	261
	抑留 頭数	524	260	49	309	459	1,498	3,071	253	5,281	6,114	
平成 20	処理 件数	696	139		139	638		791	239	1,668	2,503	222
	抑留 頭数	482	211	63	274	471	1,317	3,128	236	5,152	5,908	
平成 21	処理 件数	648	128		128	469		753	212	1,434	2,210	199
	抑留 頭数	375	221	24	245	389	1,090	2,979	206	4,664	5,284	
平成 22	処理 件数	434	118		118	355		688	226	1,269	1,821	175
	抑留 頭数	339	216	11	227	302	909	2,820	225	4,256	4,822	
平成 23	処理 件数	417	112		112	216		611	251	1,078	1,607	204
	抑留 頭数	340	196	12	208	263	469	2,377	249	3,358	3,906	
平成 24	処理 件数	464						283	257	540	1,004	221
	抑留 頭数	345	117	13	130	190	423	1,072	229	1,914	2,389	
平成 25	処理 件数	392						200	192	392	784	191
	抑留 頭数	270	111	4	115	214	303	782	180	1,479	1,864	
平成 26	処理 件数	299						163	203	366	665	165
	抑留 頭数	267	77	6	83	183	220	992	209	1,604	1,954	
平成 27	処理 件数	262						121	163	284	546	135
	抑留 頭数	214	85	-	85	172	266	922	179	1,539	1,838	

（注） 標章記号について、「－」は計数のない場合

※平成24年度の引取子犬には他自治体から譲受けた9頭を含む

※平成26、27年度の引取成猫には警察から譲受けたそれぞれ、11頭、16頭を含む

6 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その2（年度別）

年 度	処分頭数					犬実態調査 (推定頭数)		こう傷事故							避妊・去勢手術 補助金交付件数					全 市 苦 情 受 付 件 数	愛 護 指 導 業 務 処 理 件 数
	犬	猫	学 術 研 究 用 犬 猫	負 傷 動 物 (犬猫を除く)	計	飼 犬	野 犬	発生件数			観察犬 頭数		被 害 者 数	犬		猫		計			
								飼 犬	飼 主 不 明 犬	計	捕 獲 犬	引 取 犬		避 妊	去 勢	避 妊	去 勢				
平成 18	393	5,365	-	2	5,760	-	-	80	4	84	7	-	88	832	762	1,976	1,365	4,935	15,240	240	
平成 19	356	5,158	-	4	5,518	-	49	74	6	80	4	-	82	973	811	1,878	1,396	5,058	16,235	181	
平成 20	291	4,992	-	3	5,286	-	-	95	10	105	3	4	113	939	856	1,900	1,454	5,149	17,180	204	
平成 21	207	4,521	-	2	4,730	-	30	87	8	95	3	1	96	955	860	1,852	1,457	5,124	17,282	184	
平成 22	203	4,059	-	4	4,266	-	-	56	3	59	2	2	66	1,006	888	1,854	1,393	5,141	17,627	184	
平成 23	174	3,125	-	-	4,266	-	20	86	7	93	4	2	94	991	892	1,873	1,392	5,148	17,725	177	
平成 24	114	1,629	-	1	3,299	-	-	47	7	54	6	2	51	1,069	905	2,239	1,757	5,970	18,741	165	
平成 25	85	1,156	-	1	1,242	-	13	72	10	82	2	2	84	1,039	962	2,160	1,692	5,853	19,377	181	
平成 26	59	1,194	-		1,253	-	-	68	12	80	2	-	83	745	747	1,987	1,635	5,114	21,748	125	
平成 27	23	873	-	-	896					-	2	1						-		121	

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

7 愛護指導業務に関する事業推移表

(1)譲渡頭数

ア 犬

平成25年度				平成26年度				平成27年度			
譲渡頭数	救命率(%)			譲渡頭数	救命率(%)			譲渡頭数	救命率(%)		
	捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬	収容犬 ＜捕獲犬 ＋引取犬＞ (返還犬を 含む)		捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬	収容犬 ＜捕獲犬 ＋引取犬＞ (返還犬を 含む)		捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬	収容犬 ＜捕獲犬 ＋引取犬＞ (返還犬を 含む)
103	94.8	33.0	76.4	132	88.4	73.5	84.9	147	98.1	84.7	94.3

イ 猫

平成25年度		平成26年度		平成27年度	
譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)	譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)	譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)
320	21.8	416	26.3	671	44.3

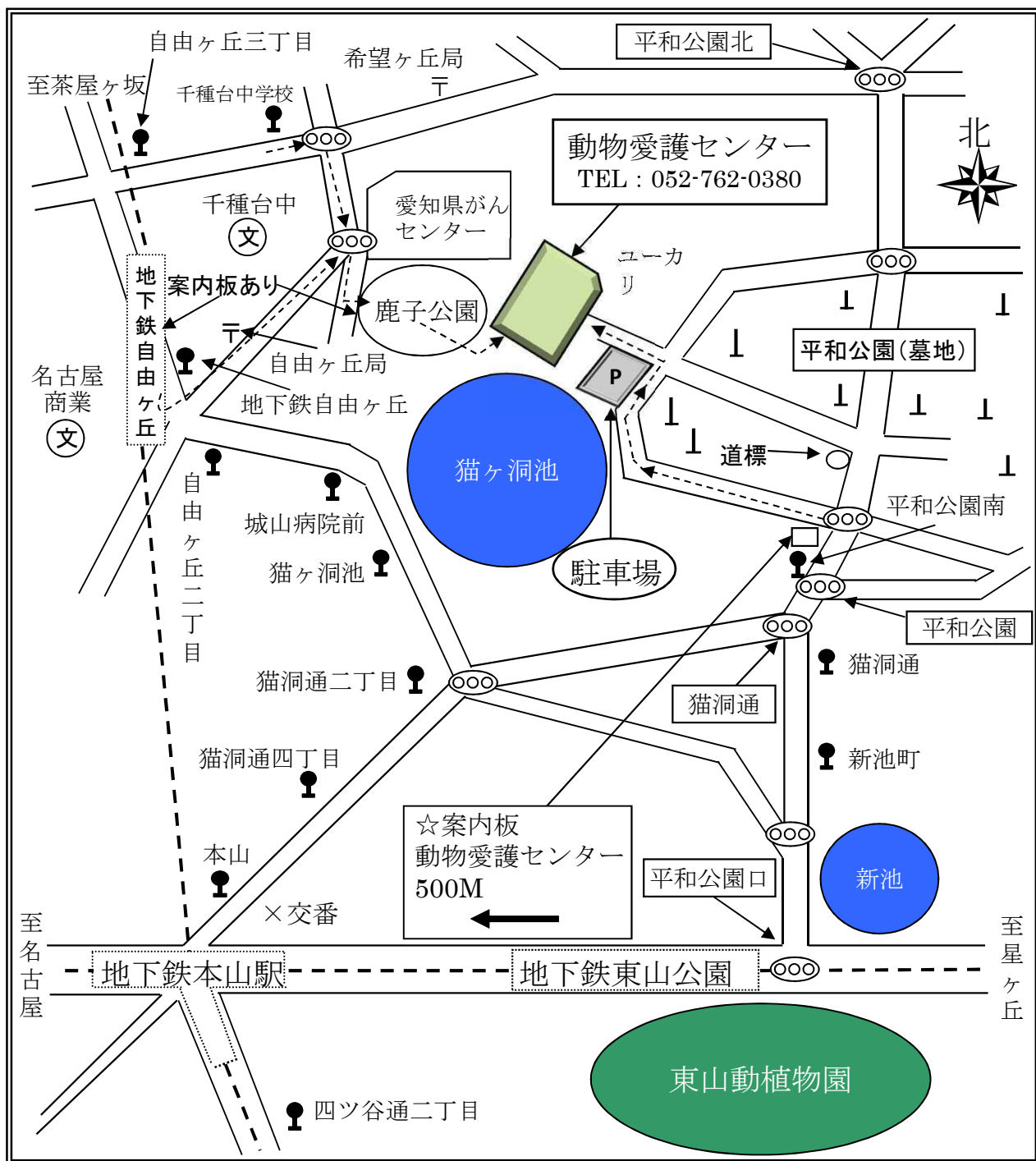
(2) 事業別実績数

		25年度		26年度		27年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	犬のふれあい広場	—	—	460	5,398	646	7,899
	猫ふれあいルーム	—	—	421	3,474	387	3,256
	なかよしワンワン教室	—	—	11	457	6	193
	動物愛護教室＊	50	214	105	1,206	69	881
	動物体験教室	7	111	13	38	21	102
	移動ふれあい教室＊	41	2,709	32	1,808	27	1,442
	その他の教室	57	7,739	78	5,857	52	6,601
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	—	—	37	368	33	533
	所外ワンニャンなごやか教室	32	986	12	250	3	89
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	14	233	15	236	15	303
	犬のしつけ相談（実技・個別）	42	99	42	67	38	143
	パピー教室	12	165	12	131	11	214
	狂注会場でのしつけ方相談	16	191	16	160	16	121
	区民祭等でのしつけ方相談	9	327	10	205	5	161
	犬の移動しつけ方教室	23	355	17	207	10	222
	犬の飼い方教室	119	270	122	318	186	350
	猫の飼い方教室	160	402	216	541	304	622
	猫の教室	—	—	17	82	8	244
	今から考えよう！ 高齢犬猫のケア	1	31	3	36	5	62
	犬猫を飼う前教室	5	36	3	69	3	42
	犬の散歩指導	63	84	273	813	121	586
	その他の教室等	117	1,432	70	900	48	1,278
動物取扱責任者認定研修		2	50	2	49	2	49
動物取扱責任者継続研修		4	627	3	621	3	650
動物愛護週間行事	動物フェスティバル （センターコーナー）	1	1,700	1	1,650	1	1,700
	W a nニャンふれあいD a y	—	—	1	2,000	1	4,000

「＊」＝いのちの教室含む



IV 名古屋市動物愛護センター案内



☆ 交通機関

- ① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分（鹿子公園経由）
- ② 基幹バス2 千種台中学校下車 徒歩10分（鹿子公園経由）
- ③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス（地下鉄自由ヶ丘駅行）

平和公園南下車 徒歩15分

〒464-0022

名古屋市千種区平和公園2 - 106

TEL 762-0380